

平成 2 4 年 第 6 回 定 例 会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 24 年第 6 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 24 年 12 月 12 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 24 年 12 月 21 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 24 年 12 月 21 日 午後 3 時 32 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤 美則	○
住民企画課長	鵜田 憲治	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課主幹	横山 智	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課主幹	齋藤 昭一	○	農業委員会事務局長次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 局 長	竹俣 信行	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
こども園準備室長	長良 英俊	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課参事	石橋 吉伸	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事 務 局 主 任	小西美和子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 鳥本 教樹 6番 白馬 康進
2			諸般の報告	
3	議案	64	津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	65	津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	66	財産の取得の議決事項の変更について	
6	〃	67	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について	
7	〃	68	平成24年度津別町一般会計補正予算（第6号）について	
8	〃	69	平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
9	〃	70	平成24年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
10	〃	71	平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
11	〃	72	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について	
12	〃	73	平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	74	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
14	〃	75	平成24年度津別町上水道事業会計補正予算(第3号)について	
15	報告	13	平成24年度定例監査の報告について	
16	〃	14	例月出納検査の報告について(平成24年度9月分、10月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 24 年第 6 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

5 番 鳥 本 英 樹 君 6 番 白 馬 康 進 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。諸般の報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

昨日から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する説明員の職、氏名は昨日配付のとおりであります
が、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第3、議案第64号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） ただいま上程となりました議案第64号 津別町新ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思います。このことにつきましては、今回の定例議会の行政報告並びに提案理由にもありましたように、現在施行しております同条例が本年度末をもって終了することとなることから、新築住宅及び中古住宅の購入に対する奨励金の交付要件及び奨励金額の一部変更を行い、新たに住宅改修について奨励金の交付要件及び奨励金額を追加することにより、住環境の向上と地域活性化及び定住の促進を図るため条例の一部を改正しようとするものであります。

では、説明資料に基づいて説明を申し上げます。説明資料の9ページをお開きになってください。説明資料9ページ、ふるさと定住条例の一部改正に関します概要でございます。まず、1点目といたしましては、本条例は平成8年度より、ふるさと定住を目的といたしまして持家建設奨励事業として実施しております。平成8年度より平成23年度までの16年間の受給者は240人、奨励金額は2億2,180万円となっております。この間、この制度定着によりまして定住促進の目的が達成されていると思います。今まで3年を一つのめどといたしまして改定を行っておりまして、本年度が改定期となっております。本年におきましては、8月より町内関係団体との協議及び庁内において検討、検証を行い、より一層の定住促進を推進するための条例の一部改正を行うものでございます。

2点目といたしまして、改正案の概要についてでございます。6点ほどございます。

1点目、現行制度が定着し定住促進効果が認められることから現行制度を継続いたします。期間は平成25年から27年までの3か年の時限立法といたします。

2点目、第1条の目的に住宅改修と地域経済の活性化、これにつきましては後でも触れますが、住宅改修は地元業者のみ対象、なお、商工会発行商品券の交付という文言も後で説明いたしますが追加をいたしますので、1条の目的につきましては、住宅

改修、地域経済の活性化という文言を追加いたします。

3点目、新築要件の奨励金の単価を見直しをいたします。

4点目、中古要件の評価額、現在まで200万でございましたが、150万に引き下げをいたします。なお、申請時期につきましては、売買後1年以内といたします。

5点目、住宅改修を新設をいたします。これにつきましては、改修工事費20%以内で上限50万円、1万円単位切捨てということで、後で説明いたしますが50万円以上の工事ということでございます。但し、この部分につきましては、予算の範囲内ということで考えておまして、一定の期間を定め公募し、予算を超えた場合は抽選というふうに考えております。

6点目は、新築・中古、それから住宅改修、それぞれの奨励金の交付の方法でございしますが、その一部、10%を津別町商工会会員取扱店で利用できる津別町商工スタンプ会発行の商品券を交付いたします。上限につきましては10万円、単位としては1万円ということでございます。施行日につきましては、平成25年4月1日と考えております。

10ページをご覧ください。今回改正となる主な点につきましてまとめさせていただきました。一番目、新築（購入を含む）住宅の場合でございます。改正案といたしましては、該当要件、必須要件と加算要件がございます。最初に必須要件でございますが、1棟80平米以上の新築住宅、これは変わりございません。それから10年以上の定住確約も変わりございません。奨励金額につきましては30万から60万に。それから加算要件、これにつきましては（1）から（5）までございます。内容につきましては前回同様でございます。（5）につきましては、製材及び木材というふうに改めさせていただきました。奨励金額につきまして申し上げます。加算要件、一番目、子ども、小学生がいる場合30万を20万。町外からの転入でございますが、これにつきましても30万から20万、それから3点目の町内に住所を有する建設業者に発注した場合、これは30万から50万、それから4点目のバリアフリーの住宅に関しましては、30万から20万円、それから5点目の部分につきましては、これは変わりございません。

1点目の必須要件の60万につきましては、これは基本要件といたしまして、ここに充足をさせていただきました。あと、加算要件の部分で減額している部分につきまして

は、一定この制度が定着しているということで10万円ほど下げておりますが、3点目の町内の建設業者に発注した場合という部分につきましては、地元業者を優遇したいという観点から50万ということで書いてございます。

ちなみに、今現在の執行しております持家制度、ふるさと定住条例で該当される部分につきましては、加算要件の(2)、これは平成16年からございませんで、多くは基本要件と加算1と3と4と5でございまして、これを合わせますと現行の部分でいきますと150万の奨励金となっております。今度このように改正をいたしますと、その額が180万というふうになるというふうなことでございます。

2点目、中古住宅の場合でございます。現在中古住宅につきましては、評価額200万としているところでございますが、これを50万円下げまして150万としたいと考えております。あと以下については変更ございません。

3点目、住宅改修の場合でございますが、各層、各界からのご要望等がございまして、新たに設けるものでございます。内容について説明申し上げます。住宅改修の該当要件でございますが、建築後10年以上の住宅で、町内に住所を有する建設業者と契約をし、10年以上の定住確約をした場合ということでございます。なお、これにつきましては、予算の範囲内ということで、期間を定めまして予算を上回った場合について抽選というようなことを考えております。住宅改修につきましては、いろいろと工事の内容が多岐にわたるといってもございまして、本人申請ということが、かなりきついという場合も想定をされますので、申請につきましては代理も可とするというようなことでございます。奨励金額につきましては、建設工事費が50万円以上で、工事費の20%を交付。上限につきましては50万円と。1万円単位というふうを考えております。

具体的な対象工事につきましては、下段に書いております住宅改修対象工事区分ということで、対象工事を定めております。1で、次のとおり該当するものとするということで、まず1点目ですが、この対象工事につきましては、承認通知前に着手していない工事、要するに指令前着手は認めませんということです。承認後着手した工事であること。それと、2点目は、町内の建設業者が請け負う工事であること。3点目といたしましては、重複いたしますが、改修工事費が50万円以上のものであること。

2点目といたしまして、この部分の前項第3号に規定する改修工事につきましては、次に含める額は含まないということで除く部分、除外規定がございます。1点目は、(1)といたしまして、これは、いわゆる併用住宅、住宅と店舗が併用しているような場合については、その住宅部分の額です。それから(2)といたしましては、障がい者自立支援法に基づきます、いわゆる改修費の支援、補助があった場合、これも除きます。それから(3)の介護保険法に基づく住宅改修に関する部分についても、これも除かせていただきます。それと4点目は、国、北海道、津別町が補助金等で交付している場合についても、これも除かせていただきます。

それと、3点目ですが、この住宅改修につきましては、年度内に完了してください。新築住宅の場合は、年度を超えてということを生じますけれども、住宅改修については年度内にその事業が完了して支払も終了してすべてが終わる事業であることというふうにしております。

それから、工事区分でございますが、増築、改築、修繕、それから環境負荷低減工事という形で工事区分を定義をさせていただきます、これに網羅されている住宅改修であることということで考えてございます。

それから、続きまして12ページ、ふるさと定住の新旧対照表でございます。これらの要件をそれぞれ現在ございます条例の改正に伴いまして文言の改正をしているものが新旧対照表でございますので、了承をいただきたいと思いますが、特に15ページ、先ほどの補助奨励金の要件の中で触れてございませんでした項目が1項目ございまして、15ページの第3条第4項の住宅改修についての奨励金は、予算の範囲内においてこれを交付する。ただし、同一住宅、同一人については奨励金の交付は1回限りとするということで、住宅改修につきましては、その住宅とその交付された方については、この1回限りというような内容になってございます。

これらをまとめましたものが、改正文でございますので改正文をご覧ください。これらのまとめた新旧対照表でまとめた部分を改正文として掲載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、最後、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとなっております。ただし、附則第2項の改正規定、平成25年を平成28年に改める部

分に限るにつきましては、公布の日から施行ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今のふるさと定住促進の条例の説明を聞きまして、私もこの件につきましては、16年間でこれだけの奨励金が出され、かなり経済効果はあったのかなということで、この件につきましてはの条例の一部改正で3年間継続していくということは賛成しているわけですけど、そこでちょっとこの機会に聞いておきたいんですけど、今この奨励金が上げたり下げたりしている加算、減額が出てきましたけど、過去の中で、今までの経緯の中で、この奨励金の新たに今回見直しされたわけですけど、今までの中で、この中で一番使われた奨励金というのはどの部分か、もしわかれば聞かせて教えてください。特に、全体で全部対象になって、恐らく全部当てはまれば200万ぐらいいくのかな、過去は、今度ちょっと減るかもしれないけれど、それらを利用した人というのか、対象になった人はどの程度いたのか、その辺検証の中でどう見ていたのか検討したのか、ちょっとその辺も含めてご説明願います。

それから、今の改修の新たに設けたわけですけど、この改修の中で一定の期間を定めて公募をして予算が上回った場合は抽選でやるということで、恐らく順番を抽選で決めるのではないかと思うのですが、これなぜ定額にするのか。予算がある程度一定与えられた中で、恐らく公募をして順番で外れた人が後になるか、その後になるのか、それとも補正で組んで、公募した人は順番よりもすべて該当されるのかどうか、その辺はどういう考えに立ってやるのかどうか、その辺ももう一度ひとつわかるように説明をしてほしいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 白馬議員がご質問がございましたまず第1点目、過去の実績の中で、どの要件が一番多くなっているかという要件でございますけれど

も、今申し上げました加算要件の（１）から（５）の中でいきますと、一番多いのがバリアフリーに関する要件、これが多うございます。昨年ですと、新築住宅８軒中８軒、昨年新築住宅６軒中６軒、その前年が新築住宅３軒中３軒、その前の年も３軒中３軒ということで、バリアフリーに関しましては、ほぼそういうような形でこの加算要件というものをクリアしてきているのかなというふうに考えております。それから、その次に多いのが、小学生がいる家庭、それとあと町内業者という観点でございます。先ほど申し上げました町外からの転入という部分については、平成１５年、１６年以降ございませんので、これが一番加算要件としては今のところ対象がないというふうな実情でございます。

それから、２点目の改修公募に関してでございます。これらにつきましては、他町村の実例等も参考にさせていただきました。ちなみに、隣町の美幌町、それから北見市、それからちょっと離れますけれども置戸町、置戸町は本年から、北見市は３年前から本年で終了だと思っております。美幌町については一昨年から実施をしておりますが、すべて予算を当初から決めておりまして、それで執行しております。中でも北見市につきましては、２００件ということで最初からあれしめて補正は行って実態としてはおりません。美幌町につきましては、当初予算の一応予算の範囲内ということでやっております。これにつきましては応募が多かったということで、その後議会とも協議をされたと思っておりますけれども、当然のことですが補正予算組みまして、その後執行していると聞いております。今年置戸町につきましてもそのような実情でございまして、当初予算を上回った募集があったため補正を組んで追加で奨励金を事業を継続しているというふうになってございます。私どものほうとしましては、考えておりますのは一定期間の公募、条例が決まりましたら、なるべく早い時期に公募といたしましうか周知をさせていただければと思っております。４月早々の一月間ぐらいを公募期間といたしまして、その中で受け付けをし、そしてその番号をもって抽選をしたいと考えております。当初組みます予算、これからでございますけれども、予算ベースに届けばよろしいのですけれども、もしそれを超えていくような場合が生じた場合については、補正ということ想定をしながら対応していければなど、このようにも考えてございますので、一応そういった一定の予算の枠組みの中でやるということでご理解を

いただければと思います。なお、美幌町、それから置戸町並びに北見市につきましては、それぞれ時限立法でございまして、3か年で終了するというような施策になってございます。私どもの今回のふるさと定住条例にこれを盛り込むということになりますので、これは要綱でございませぬ、条例でございまして、基本的には3年で時限立法でございしますが、こういった制度については基本的に引き続いていくものだろうというふうに思いますので、基本的にちょっとほかの町村とはスタンスがちょっと異なった形で条例という形で提案をさせていただいているということでございます。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 過去の実績評価はわかりました。それから一定の予算の枠の中でやるということは他町村の例も出してくれまして、私は美幌の事例でいくのかなと思っていますけど、私はこれから今まではかなり新築だとか、経過の中であったようですけど、今後余り新築は私は期待できないのではないかと。むしろ、こういう住宅改修のほうに恐らく多くの方が、恐らく公募が出てくる期待があるのではないかと、私自身はそう考えています。だったら当初予算で少し多めに組んで、思い切った政策的な予算を組んでやるというぐらいの構えでいったほうが、私は美幌のようにあったから補正を組むのではなくて、そのぐらいの構えがあったほうが私はいいのじゃないかという感じもしますが、その辺はどう見ているのか。

それから、商品券を改修の場合配るといいますが、これは恐らく商工会との話し合いで、こういう商品券も組み合わせて買い物にあれするということですが、これは一般的に商品券配ったら、商品買ったり、こっちのほうでもらったお金は一般的にいろんなものを買ってもいいということで、そういうことで交付するのかどうか、その辺の考え方もちょっと聞かせてほしいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 白馬議員のおっしゃるとおり予算的にはそういう形で住宅改修につきましては、当初予算で一応計上した予算の範囲内ということで当初進めさせていただければと思っております。他の町村を見ておきますと、やっぱり初年度、2年度、3年度といくに限って利用者といいましょうか、手が挙がるのが増

えてくるというようなこともございます。うちの町の場合は、どの程度住宅改修に手が挙がってくるのか、ちょっと今のところちょっと想像といいましょうか、できない部分もございますので、当面そういった形で一定の予算を計上させた上で、その上でまた募集状況を見ながら相談をさせていただきながら補正等について検討してまいりたいと考えております。

それから、2点目の商品券につきましては、当然商工会からの要望等もございました。いわゆる商工会の構成メンバーでいうと大体今 167 人いるそうですが、大体3分の1ぐらい商業、工業、それからサービス業であるのですが、それらについては、ほとんど地元の商店で商品券は使えますということをお聞きしております、使えないのは農協のスタンドぐらいでしょうかとお聞きしております。もちろん地元のコンビニ店舗もありますけれども、それも全部商工会に加盟をしておりますので、そういった部分では使えるということと、もう一つは業界関係者の中での、なるべく広く行き渡るような制度を考えてくれないかというようなこともございまして、大工さんでの元請さん以外のところにも回るようなことも考えてほしいということだったのでございますが、なかなかそれを按分にするのはちょっと至難の業と申しますか、難しい側面も持っておりますので、この部分につきましては、先ほど住宅改修の中でも申し上げましたけれども、年度内にすべて支払いが完了することということで、特に住宅改修につきましては回答ございまして、つまりその奨励金、例えば商品券をその大工さんに渡してしまえば、そこで循環が終わってしまうというようなことがございまして、それが広くまた行き渡るということも想定をいたしまして、わずかではございますけれども、そういった形で地域経済の活性化ということで考えております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 中古住宅の補助金についてお聞きしたいのですが、最近私の住んでいる地域、古い商工団地が高齢化によって出入りが結構あって、若い人たちが入ってきているのですが、買った場合に30万円の上限の補助がありますよということでお話ししても該当しないのです。固定資産評価額が200万ということでした。今回150万に下げられたのですが、なかなかこれ私も商工団地に事務所を持っていて

評価額を見たら 90 万ちょっとぐらいで、あの団地は大体じゃあ、あれぐらいの評価額なのかなというふうに思うのですけれども、それでは全然使えないというふうに思います。この 150 万が適当なのかどうなのかということで、いろんな様々な住宅あると思うのですけれども、ああいう古い住宅になると、こういう制度が使えないということになってしまうのかなというふうに思うのです。それで、これまでにこの中古住宅の購入の補助をされた実績というのがあればちょっとお聞かせいただきたいのと、その考え方、200 万を 150 万に下げて使い勝手がいいのかどうかというような、そういう考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） まず、中古住宅の奨励金の実績についてご報告申し上げます。平成 22 年度につきましては 1 件、それから 23 年度につきましても 1 件、それから現在今のところ平成 24 年度に入りまして、今 3 件というような状況でございます。平成 22 年度から中古住宅を 200 万という形でこの制度をスタートさせたということでございますけれども、その時もちょっとお話申し上げたのでございますが、一応 200 万とした根拠といたしましては、建築年度でぼっていきましても、いろいろ住宅は、かなりいろんな住宅がございますので難しいということで資産評価ということをひとつ基準といたしました。これにつきましては 200 万ということで、奨励金額が 30 万ということで、ほぼ大体固定資産が 1.4%でございますので 28 万円ぐらいと、もし 200 万であれば、ということもあって 10 年間分の固定資産を先にお渡しするみたいな形で一応セットしたわけでございますが、その後いろいろ売買状況なんかもちよっと最近の部分も調べさせていただきますと、大体月に 2 件ほどのなんか動きがあるようになっておりまして、その中でもそういった住宅要件でいきましたら、例えば今回この部分でいきますと、中古住宅につきましても、住宅改修につきましても、新築につきましても、みんな同じ定住促進ということがベースにございまして、これを 10 年間の定住確約書をいただくということになってございます。いろいろと内部で検討したのでございますが、一定例えば 200 はちょっと何というのですかハードルが高いのであれば、とりあえずちょっと今回 50 ほど落としてみてはどうだろうかというようなことで、大変失礼ではございますが、うちの特別職、町長、並びの住宅、ちょっと一

部住宅改修したようでございますが、160万ぐらいの住宅でございまして、これはすでに個人情報ではございますが町長に内諾をいただいておりますので、というようなことでございまして、町長の住宅、結構古い、正直申し上げますが結構築年数が経ってございますが、一定のそういったものを見比べながらというふうに考えておりました、そんなことでご理解をいただければ一応10年という定住確約をいただくということから、その資金的なものから含めまして今回は150万という形でご提案をさせていただいているという状況でございます。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） わかりました。わかりましたというのは、考え方はわかりました。しかし、これ見ても年に1件とか今年で3件とかということで、こういう制度があるということが知れ渡っているのかどうなのか。私が近隣で今回何軒かあったのですが、こういう制度があるからちょっと役場に聞いてごらんという話をしたら、誰も知らなかったというのがあって、そしてどの方たちもみんな若い方が古い住宅を買って入りたいということなのです。そんな感じで、もうちょっと固定資産、町の収入の将来の固定資産を回収する、将来10年経ったらトントンになるようにのような、そういうお考えなのかもしれませんが、若い人たちがそうやって頑張ってこの町に住んでいくということは、もうちょっと応援していいのじゃないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） PRの部分につきましては、年に1回広報等でお知らせをしているところでございますが、今回大幅に制度の改正ということもございまして、ここはちょっと申し訳ございませんが、条例改正が成立したならば、4月を待たずに早い時期に町民の方に知らしめるといいでしょうか、もちろん中古住宅の件についても含めてでございますが、そういう体制を組まさせていただければと思っております。今茂呂竹議員さんおっしゃられました若い人たちのためにという要件等もご意見もいただきながら、また今後検討させていただければというふうに考えております。ただ、その中には先ほど申し上げましたように新築住宅の小学生がいる、どうこうということでもって加算をしていく要件がございましてけれども、それ以外の視

点で、例えば、ふるさと定住はふるさと定住として制度としてある程度 16 年間やってきておりますので、そのことが逆に言えば町民の皆様に対してある意味での信頼感といいでしょうか、そういう制度は津別町にずっとあるのだねという信頼感がまずベースにあらうかと思っておりますので、例えば今茂呂竹議員さんのほうからご意見等は承った部分については、このふるさと定住に限らない要件もあらうかと思っておりますので、住宅に限らない問題もあらうかと思っておりますので、住宅で救える部分とそれ以外の部分ということも想定されるのかなと。要するに若い人が定着をさせるための工夫といいでしょうか、そういった部分で別な意味でもまた検討も必要かなというふうに考えてもおります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君） 茂呂竹議員との関連の部分にならうかと思っておりますが、中古住宅の関係なのですが、今先ほどの説明の中で大体私も理解はしたのですが、ただ、評価額が 150 万円に 50 万円下げたということであります。それで、ちょっと事情的に話をしたいのですが、実は私は本岐に住んでおりますが、今の農村に来ていた若い人たちも、やはり自分の家でなくて、やはり公営住宅とか、さらには別な所に家を求めて、そこから自分の親元に仕事しているという、こういう実態が非常に多くなってきているのです。私も地元でかなりそういう人たちをお願いをされて、なんとか住宅を確保してくれないかという、こういうこともよく言われるのですが、ただ、そういうことを言われても、なかなか中古住宅を購入しても改修するのに非常に金が掛かると。こういう悩みもありまして、なかなか住宅を確保するというのは、非常に例えば相生、活汲、本岐含めてなんです、ちょっと離れた集落地では非常に難しい問題を抱えているのが実態であります。とりわけ、それぞれ本岐例えば、相生、活汲地区にも中古住宅が存在しているのですが、やはり評価価格が非常に低いという状況なのです。ですから、やっぱり条例をつくっても、なかなか該当するような住宅がないということで、どうしてもそこが私はちょっと気になるのですが、確かに条例というのは一本化というのが普通なのですが、区分をして条例をつくるということはちょっと難しいのかなという感じはするのですが、もしそのことができれば、私はぜひやってもらいた

いというのは、活汲とか本岐とか相生とか、こういう集落地における中古住宅の改修の区分の評定額を少し下げた対策をできるかどうか、その辺ちょっと参考までに聞かせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 中古住宅の購入に關しましてのお話だと思ひますけれども、一応現状につきましては先ほど申し上げた1軒、1軒、今年3軒という状況でございます。その中でいけば評価額が満たないという住宅も結構あるというのもこれ承知しておりますので、そういった今回につきましては一定の定住要件というものがあつたものですから、そこに耐えうるといったら表現おかしいのですけれども、そういったことも片方ではバランス的に考えたということで、一応150という評価額をちょっと出させていただきました。これが適切なかどうかというのは、またこれから実際にやってみて出てくることもあろうかなというふうに思ひつています。

あと、地区で例えば相生、本岐、活汲を要件として別立てで加算要件といひましようか緩和したり、上増ししたりということにつきましては、現時点では特に考へておりませんで、新築住宅の要件もそうですし、中古住宅、それから住宅改修についても特に津別町内ということでは考へておりませんので、その部分につきましては、特にかさ上げとか等につきましては、今のところその部分につきましては、正直申し上げてお答えにはならないのかもしれないけれども、今のところでは考へておりません。一律ということでは考へておりますので、ご理解いただければと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今難しいということでは、私もそういうように理解している一人ではありますが、ただちょっと私には気になるのは、やはり今本当に相生、本岐含めて非常に高齢比率が非常に高くなつて、このあとやっぱり地域としても大変な状況が迎へてくるというのは想定できると思ひます。その中で、やはりこのふるさと定住法に基づいて私やっぱり若い人たちがその地域に入居できるような環境をつくるということも必要なのかなというのを感じています。とりわけ、今のこういう内容からして、例えば私も相談を受けたのですが、公営住宅に入れないのかという、こういう話もされました。何人かの方に。公営住宅もやはり国の法律がありますから、やっぱり所得

によってなかなか難しいというのがあります。ですから、そういった部分、やっぱり収入によってなかなか公営住宅も活用できない。そうすれば、やっぱりその地域にある住宅、じゃあどこに入るのかといえば町有住宅です、町の住宅です。ところがやっぱり町有住宅は水洗化されていない。そこにまたすごく抵抗を感じてなかなか入居できないというのが実態なのです。だから、そういったところもきちっと整備されて、もしそういうところも整備がされれば、やはりそういう集落地にも若い人たちが住居できるような環境をつくれれば、私はゼロでないなというふうに感じてますから、将来的にもそういうところも含めてきちっと対応していくのもやはり行政のひとつかなと、こういうふうに感じていますので、もう一度その辺について非常に言われていることは十分わかりますが、やはりそういったところも含めて、少し区分的に実施することも私は必要なのかなと感じますので、もう一度ちょっと考えを聞かせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） この本条例、新ふるさと定住促進条例につきましては、地域的な本岐だ、活汲だ、相生だという要件を盛り込むということになりますと、根本的にまたちょっと考え方といいましようか、どういう形にするのかというのがまたフレームが変わってくるのかなというふうに考えておりますし、今この新ふるさと定住促進条例という言わば持家制度から歴史を積んできまして、いわゆる新築住宅から始まりまして、中古、そして今回住宅改修という流れできておりますけれども、そこにまた新たな居住地域エリアといいましようか、そういったものを入れるということになると、またちょっと考え方もまた変えていかざるを得ないのかなというふうに思いますので、ここら辺につきましては、またちょっと検討させていただく事項になるのかなというふうに考えております。

なお、住める住宅、いわゆる公営住宅との絡みの中でお考えかと思いますが、それにお答えにはならないかもしれませんが、今回住宅改修、例えば中古住宅が評価額 150 万にいきませんでしたというもし住宅があったとして、実は住宅改修はしたいのだよと、ちょっと古いので屋根を直したい、ここ直したいということがあれば、先ほど言いました住宅改修、今回新規に一応 50 万以上の工事で、ざっくり言えば 250

万以上の工事であれば、上限 50 万まで奨励金を交付するという内容でございます。当然住宅改修につきましても対象になります。ですから、場合によっては中古住宅 150 万以上 1 戸購入いたしました。住宅改修もしたいですという手が挙げれば、その部分についても対象になっていくということでございますので、その点につきましてもご理解をいただけるのと同時にまた先ほど申し上げましたように、PR にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもお話しさせていただきたいと思います。この新ふるさと定住促進条例というのは、ある意味では住宅政策の中の一つなのです。住生活基本計画、これがやっぱり一番大きな大本になってまして、ご承知のように古い昭和 30 年台のものを取り壊して、新たに建て替えをしているということが今ずっと続いているところでありますし、所得制限のある方が入れない部分については、特賃住宅の建設も今随時進めているところです。それとはまた別に、この定住促進条例というのは、津別に家を建てて住んでみたいという方に当初は始まっておりまして、その部分の交付要件に今回も含めて改善されてきて、いい形になってきていると思います。それに前回から中古が入って、そして今回改修が入るということで、少しずつ内容を膨らませてきている状況にありますので、本来的には新築をしていただくのが我々としては一番望ましいなというふうに思っているわけです。

農村部の部分についても、今新築されるのがほとんどが農村の方たちという実情ですし、これは十分活用されているということだと思います。そこまでまだいかない方たちが改修、あるいは中古購入というところの一つの方法として考えられているのだろうというふうに思いますけれども、これも 3 年間やってみて 200 を 150 にするということでして、少しまた皆さんの手が届くようなところに額を設定したということでもあります。これ地域的に、この地域は例えば 120 万にするとか、この地域は 100 万にすることになると、やはり公平性という問題もありますので、こういった中でこれを上手に活用していただきながら要件がだんだん緩和されてきていますので、この中で活用されて自分に合うものを選択して対応していただければと。そして、またそれはまた 3 年続くわけですので、その様子の中で次の中でまた検討を進めていくと

いうふうに考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 私も正直言って地域的に区分するのは難しいだろうという判断に立っての中でのちょっと話をさせていただいたところでもありますから、今言われたことについては十分私も理解するつもりであります。ただ、やっぱり私はそれぞれ町から離れたそれぞれ住んでいる方々の地域の状況が、このあとやっぱり2年、3年後非常に変化していくのだろうという、こういう中でやはり住宅のそういう問題がより深刻になってきているという、こういうことがありますから、あえて私も聞かせていただいたところでもあります。今言われたことについては十分理解しますが、やはり今後そういったところも含めて、ぜひ一つの検討課題の中で解消していくものがあれば解消していくような方向で進めていただければなど、このことをまずお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第65号 津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第65号 津別町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由で申し上げましたとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、通称第2次一括法と呼んでいます。平成23年8月26日に成立し、同年8月30日に公布されました。これにより水道法の一部が改正され水道の布設工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準と水道技術管理者の資格に関する基準の資格基準等が条例に委任されたことから、津別町水道事業給水条例に追加するため所要の改正を行うものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表に沿って内容を説明いたします。資料17ページをご覧ください。第1条は、条例の目的に、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を加える改正になります。次に、第7章を追加し、基準を定めようとするものであります。資格基準を定めるに当たっては、政令の基準を参酌したものであります。

第36条では、条例で定める布設工事監督者を配置する工事を規定するものであります。第1号につきましては、給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事。第2号につきましては、沈でん池等水道施設の新設、増設又は大規模の改造に係る工事としております。

第37条では、条例に定めることになった布設工事監督者の資格要件です。第1号と18ページ、第2号につきましては、大学卒業者の資格要件としております。第3号につきましては、短大、高等専門学校を卒業者の資格要件、第4号につきましては、高校、中学校卒業者の資格要件としております。いずれも修了した科目と経験年数を規定しているところです。次に、第5号につきましては、就学状況に関係なく10年以上の経験者としているところです。第6号につきましては、大学の卒業生において、大

学院研究科、または大学の専攻科を修了した科目と経験年数を規定しているものであります。第7号では、外国の学校において修了した科目と経験年数を規定しているものであります。第8号につきましては、技術士法に基づく資格要件であります。

19 ページ、第2項については、簡易水道における資格要件になります。ただいま説明いたしました前項第1号から第8号まで、年数を短く読み替えるものであります。

続きまして、第38条では、条例で定める水道技術管理者の資格を規定するものであります。第1号につきましては、前条第1項の規定により、簡易水道以外の水道の布設工事監督者の資格を有する者としております。第2号、第4号は、修学状況による資格要件となっております。修了した科目と実務経験年数を規定しているものであります。第3号につきましては、修学状況に関係なく10年以上の経験者とするものであります。20 ページ、第5号につきましては、外国の学校において修了した科目と経験年数を規定し、第6号につきましては、関係機関が行う講習の修了者としております。

第2項では、簡易水道についての資格要件になります。前項第1号から第5号までそれぞれ読み替えるものであります。第1号では、「簡易水道以外の水道」を「簡易水道」に読み替え、第2号から第5号までは年数を短く読み替えるものであります。

議案の条文に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正する条文にしたものであります。

めくって、4ページ目になります。附則につきましては、この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 66 号 財産の取得の議決事項の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 66 号 財産の取得の議決事項の変更についてご説明申し上げます。

10 月 22 日に開催をされました第 5 回臨時議会で、認定こども園建設用地購入のため議決をいただきました財産の取得について、今般議決事項の表示の一部に変更が生じることになり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

先に議決をいただいたのは、10 月 22 日、議案第 60 号です。次ページをご覧ください。変更する議決事項の内容は、取得財産の土地の表示の一部で変更前、2 段目になりますが、津別町字新町 17 番 1、雑種地の数量 4,553 平方メートルを、変更後 4,584 平方メートルに、この変更にあわせ合計の面積も 1 万 4,445.96 平方メートルを、変更後 1 万 4,476.96 平方メートルに変更するものであります。変更を行う理由につきましては、17 番 1 は、公簿上の面積 4,553 平方メートルであります。測量した面積が 4,584 平方メートルと 31 平方メートルの誤差があるため、公簿面積で売買契約をし、所有権移転登記後に地籍更正登記を行う予定で考えておりました。議会議決後、丸玉産業株式会社と売買契約を締結後、登記の手続きを行った際、所有権移転登記後に行うべき地籍更正登記を先に行ったことで、10 月議会で議決をいただいた内容と所有権移転登

記に違いが生じることになり、今回議決事項の変更をお願いをするものであります。事務手続きの順番の違いにより、このような議決事項の変更をお願いするようになりましたことにお詫びを申し上げ説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 67 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） ただいま上程となりました議案第 67 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げたいと思います。

このことにつきましては、今回定例議会の行政報告並びに提案理由にもありましたように、森の健康館及び山村体験宿泊施設について、平成 25 年 4 月 1 日より引き続き現在の指定管理者による管理を行わせようとするものでございまして、地方自治法 244

条の2第6項の規定によりまして、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

では、趣旨、選定経過について説明をいたします。平成22年度より平成24年度までの3年間、森の健康館、山村体験宿泊施設の指定管理につきましては、株式会社アンビックスを指定管理者として指定し今日に至っております。指定管理の期限が来年の3月31日ということになっておりますことから、引き続きアンビックスを指定管理者として指定するものでございます。

経緯についてご説明いたします。本年9月14日、株式会社アンビックスに対して指定管理者募集案内を通知しております。それに基づきまして、10月17日アンビックスより募集の申し込み、計画書が提出されております。10月30日、津別町公の施設に係る指定管理者選定委員会の審議がされ、指定管理者候補者として決定をしたところでございます。

今回公募によらない指定管理者の選定ということでございまして、津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第2条のただし書きの規定に基づき非公募としたものでございます。第2条につきましては、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときはこの限りではないという規定がございまして、合理的な理由といたしましては、現在管理をしている団体、アンビックスですけれども、蓄積した管理・運営技術や専門的スキルなど経営資源を活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる場合というふうに考えてございまして、合理的理由としたところでございます。

議案本文をご覧ください。一番目、施設の名称、津別町字上里738番地、津別町森の健康館及び山村体験宿泊施設。2、指定管理者の名称等、札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、株式会社アンビックス 代表取締役 前川二郎。3、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。

以上、説明といたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 今説明を受けたところでございますが、口頭による説明で、

これを前回いろいろ議論したところでもありますけれども、まず聞きたいのは、3年間やった経営状況はどうなっているのか。また、9月14日に募集案内を通知をしたと。その経過もありますけれども、今回債務負担行為で年間1,500万、3年間4,500万という後で予算のところであると思いますが、この1,500万のことについて、どういうふうに町として向こうと話し合われたのか、それあたりについてお聞きをしたいと。

また、もう一点については、従業員が何人いて、津別からの雇用が現在どうなっているのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 森の健康館の経営状況でございますが、平成22年度の決算の数字でいきますと、千円単位で恐縮でございますが、収入で9,887万円、支出で1億1,300万4,000円ということで、平成20年度決算は、1,413万4,000円の赤字ということでございます。平成23年度決算でございますが、収入が1億896万6,000円、支出が1億718万4,000円、プラスで178万2,000円というところでございます。24年度の部分につきましては、現在進行形でございます。それから、今申し上げた部分につきましては、収入の中に指定管理料1,500万が含まれてございますので、22年並びに23年、24年もそうですけれども、1,500万がそれぞれ入っているというところでございます。

債務負担に関します1,500万、後段債務負担に関します補正の議決が後段ございますけれども、1,500万につきましては、現状平成22、23と経過をしている現状でございますが、いまだ1,500万を除きますと、その分が赤字というような状況が想定をされますことから、1,500万につきましては引き続き指定管理料として町からアンビックスに支払いをするということでお話をしてきたところでございます。

3点目の従業員の数でございますが、現在のところ約16名、うち津別町に住民票があります方が15名でございます。1名につきましては料理長でございますが、この方につきましては、アンビックス全体の総料理長も兼ねているということから、現在住所を津別町に移してございませぬけれども、そういうような従業員の状況になってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 今お答えをいただいたところなのですが、やはりこのような重要な問題であり、町民の方も結構感心を持ってこのことについては注目をしているところでもあります。やはり、この経営状況含めたものを我々議会の議決を得るのであればやっぱり資料としてぴちっと出すべきが本来ではないかと。全く1,500万管理料を出さないとすればいいのですけれども、このあと、また3年間このような状況になるという中では、しかとした資料を出して、向こうからきちっとした書面による要望があったのかどうかわかりませんが、それあたりきちっと示すのが今回の議決の我々としては条件ではないかと、そういうふうに思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 先ほど選定の経過でも申しあげましたように、この間選定の方法につきましては、先ほど申しあげたような形で募集をいたしまして、その募集に関わります部分につきましては、平成22年2月4日に議決をいただきました条件、つまり指定管理者に関する協定書、それから仕様書等につきましては、当時のものと一切変更がございませんでしたものですから、これらにつきましても、その条件を含めて同一の条件でということで今回臨んでおりますことから、資料等については添付をさせていただいておりません。なお、アンビックスより出てきております計画の中身で、ちょっと資料はお付けしておりませんが、予算の中で出てきています平成25年度の予算につきましては、収入の予定としましては1億2,347万6,000円、それから支出につきましては1億2,150万5,000円ということで、これは指定管理料も含めてでございますけれども197万1,000円の赤というような実情でございます。いずれにいたしましても指定管理料を除いた経営については、現状としては難しいという判断を町のほうとしてもいたしているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 私が申しあげているのは、やはりこういう重要な問題であれば、資料等についても口頭ではなく経営内容の数字含めたものを文章で出す。かつ、これまで3年間どういう努力をされて、経営改善含めてやってこられたのか、それあ

たりをびしっと評価をした上で再契約をするのが当然ではないかなと、そういうように思いますけれども、何か流れ的に、もう向こうにこの継続についてはルールを引かれたようになっていきますけれども、やはり今までの経営努力ということを申し上げたのは、やはり何回も多分このことを経営の内容について、いろいろ我々も質問をしているところなのですから、それあたりが対町民含めた利用の方式が今度変わっていくのかどうか、そのあたりの見極めが出てくるのではないかなと思いますので、説明できる内容をやはりきちっと示すのが大事ではないのかというふうに質問したわけですから、その点についてできれば資料をいただきたいと、そういうように思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 山内議員のほうから今ちょっとご指摘がございました。私どものほうも別に隠すだとか、そういうことではございません。それは、12月5日に行われました産業福祉常任委員会のほうには、この継続をするということを前提といたしまして、アンビックス社のほうから事業計画書、これらについても提出をされておりますから、これを委員会のほうにご報告をさせていただいて今回に臨んでいるというようなことでございます。そういう意味で、これは見解の分かれかわかりませんが、議会に報告と。すべての議員の皆さんに報告ということになれば、この資料等について当然出すことについては特に問題はございませんけれども、ただ、今後のやり方として、これは私どもも反省するところがあれば反省をし、それは議会側とも協議をしながら必要な部分についての要請が含まれていれば、それは資料等については提出をしていきたいというぐあいに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 8 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） ただいまの指定管理者の件につきましては、さきに山内議員からの書類の説明のあれがありましたけれども、私も全くそのことにおいては山内議員と同感でございます。その書類においては所管の委員会では出されまして、ある程度所管の委員会では話しされたということですが、私は基本的に言って、これだけの指定管理を続けていくということにおいては、やはり本来だったら全員協議会など開いて、ある程度やはり今後の経営状況も含めて今までの3年間も検証しながら、やっぱりアンビックスに募集をかけてやってきた人ですから、当然やっぱり引き続きということで腹に抑えて我々もいたのですけれども、やっぱり全員協議会の中で説明をきちっとして、町長のほうからもやはりきちっと議会の中で話を進めるようにしてやっておいて今日の議決を得るといふのならいいけど、全くそんなことをしないで、今日突然こんなのをやりますからなんて、参事の説明だけしてもらって、はいつて、これは基本的には条件も基本協定も変わっていないし、22年の契約どおりいくと言ってますからいいのですけど、問題は私も再三この関係においては、改修費は掛かっているし、恐らく3年間で3,000万以上掛かっているのではないですか。今後これから3年間やらすにしても、修繕含めてこれから大改築があるのかわかりませんが、指定管理料はそれこそ1,500万そのままですけれど、これもし指定管理料でも上がったなんて言ったら、こんなもの一発ではい、そうですなんてなりません。今回は1,500万でそのままの継続でいくということですから、我々も経営採算はちょんちょんであってもアンビックスがまた向こう3年間やっていくことによっては、これはもうある程度はもうほかの公募を掛けたって来るはずもないし、町が直営でやれるわけでもないから、3年間またこのホテルを委ねるしかないなということで、そういう意味から言って、これはもう引き続きアンビックスに継続してもらいましょうということで賛成するわけですが、ですけど、私たちこの3年間でアンビックスの経営状況だとか地元にもっと波及せだとか、反映させだとか、修繕費が掛かっているだとか、やれあれだとかといろんな話を過去にしてきました。そして住民の人たちからもやはりこのホテル自体はどうなのですかと、今後も続けるのですかと。どういう考えですかと聞かれますよ。いやいや今のところは採算はちょんちょんだけど、これから地元の

雇用も反映しながら、なるべくあのホテルを続けるようにしますから、そういうことでひとつご理解くださいと言ってますけど、これ何もなくてはい、はいそうですね、なんて賛成したら何もないからちょっとここで、私はそういうこともちょっと苦言を吐いてますけど、ちょっと聞きますけど、このアンビックスの指定管理料は1,500万で済みましたけれど、協定書も何も変わらないと。恐らくこれからああいう大きなホテルの改築なんていうのは、修繕も含めて向こう3年間であり得ないとは言えないです。そういう可能性もあるし、また、地元雇用の中では前から言っているとおり、あそこは何ぼ雇用しようと思っても地元では遠過ぎて通えないから、従業員の住宅も建てて欲しいという要望も受けてますし、いろんなことで課題はあるのではないですか。指定管理料上げる。じゃあアンビックスが自分で努力してどの程度まで3年間やるのかわかりませんが、可能性としてはいろんなものがあるのではないですか、経営だつて大変だと思います。先ほどの報告ありましたけれども。ちょんちょんでないですか。それらも含めまして、ただやらせればよいという問題ではないのじゃないですか、それは。それらもやはり住民の中に、そういうことも決まった以上は含めて周知させるのが我々の義務です、はっきり言って。ですから、全員協議会開いて、仮に引き続きにしてもきちっとやっぱりそういうことも説明しながら、そして向こう3年間やりますよと、そのぐらい町長のほうからもきちっとお願いするような気持ちがなかったら我々も、「はい」なんて、こんなところで手を挙げて「はい、やってください」なんて言いません。苦言を吐いてますけど。そのぐらいの姿勢を見せてください。はっきり言って。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） この間の議論をいただきました内容につきまして、補足的に説明をさせていただいたほうが理解も得るかと思ひましてお話し申し上げます。

まず、1点目ですが、いわゆる経営の状況につきましては、所管の委員会で本年6月に森の健康館についての経営状況についてということでご報告をさせていただきました。その後、9月7日の産業福祉常任委員会で、いわゆる3年目を迎える指定管理につきましては、この場でご協議を申し上げ、時期的にはちょっと早いのですがけれど

も、公募をいわゆる条件としてただし書きの公募をしないでアンビックスに対する指定管理者ということの前提条件で募集をしたいというお話をさせていただきまして、先ほど申しあげました9月14日に募集の案内をし、10月17日に応募が来、10月30日に役場内部におきます指定管理者審査会において審議をされ、指定管理候補者ということで決定をいただいたところをごさいますて、その後、12月5日の所管委員会の中で内容等につきまして、向こうから出された計画書含めてお話し申しあげ今回指定管理者の指定ということをごさいますて、かなり9月からの話ということで、いわゆる今の時期ということになりますと、やっぱり今の時期に議決をいただくということが後々の事業執行にということがございまして、こういったスケジュールの中で進めさせていただいているというところをごさいます。

また、住宅等々、募集の関係等があつて難儀をしているというお話につきましては、報告のとおりをごさいますて、ただ具体的にどういう形でどう対応するのかというのは、今後どう対応していくのかというのは今後の協議かなと思っておりますので、その部分についても含めましてご報告させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうから、この森の健康館というよりも皆さんが4年間最後の議会ということになるのですけれども、この4年通して実は私のほうでも取り扱いにちょっと苦慮していた経過がいろいろあります。といたしますのは、私が今の町長になる前は、企画財政課長をやっていたときがあります。そのときに総務課長と企画財政課長が議運の中に入って説明をしたり、お話しをされたりして、私どもも持ち帰るものは持ち帰っているわけなのですけれども、そのときは、会派というものがあつて、それぞれの会派の方たちがその議運の中に入っておられました。その話が全部会派にそれぞれ持ち帰られて議論をされてきたわけなのですけれども、この4年間でグループということになりまして、どなたが代表なのかというのが非常にフラット化されています。そういう中で、従来であれば委員会構成の中で二つなり三つなりあつて、そこでその会派の方でAの委員会に入っている、Bの委員会に入っている、Cの委員会に入っている、それぞれの方たちがまたそれぞれ会派に持ち帰って議論を

されていたというふうな認識をしているところですが、この4年間を通じて、そういう形がなくなりましたので、そうした場合に以前と比べて全員協議会というのがものすごく数が多くなってきているのです。それは、会派ということはなくなったことともまた一面関連しているのかなというふうに認識しておりますけれども、そうなる委員会とあり方というのですか、それは私どもとしてもどういうふうな位置づけで考えていったらいいのだろうか。あるいは、そこを越えた全員協議会へ持っていく議題というのは、何をどんなふうな基準で持っていったらいいのだろうか。出し方が非常に曖昧な形にもなって、私どもも反省しなくちゃならない部分があるかというふうに思いますけれども、そういう何ていうのですか、A委員会、B委員会、全員協議会というのが、どこが境目になるのかがよくわからない状態できているというのが現実だというふうに認識しています。そういったところから、ここの委員会で資料がない、こちらはもらってないぞと、だから一緒に開くべきだと。そうすると、何というのですか、この二つの委員会のあり方というのは、どうすべきなのだろうか、根本のところに来ているのではないのかなというふうに思っています。そこが整理されいかないと、同じようなことが今後もずっと続いていくのだろうというふうに思います。ですから、今回は、そういうことはお互いにこういうルールでやりましょうということが決まることによってスムーズにものが進んでいって理解も深まってくるんじゃないかなというふうに考えています。今回健康館のことが今一つのテーマになってますけれども、やっぱりそれ以外のときでも、たびたび混ぜこぜになる部分がやはり随分でてきているなというふうに思っていますので、その辺の整理が今後される中で進めて、お互いにこういうルールでやろうということやっていけたらなということで、お話しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 参事からも、宿舎というのですか従業員住宅も含めて今後対応せざるを得ないという話も聞きますけど、これらも含めまして町がお金が掛かる、修繕費も含めて掛かっていくような施設です、含めて、中で、これからも。だから私は、町長に向かって言ったのは、やっぱりこういうものは重要な町の施設であり、ま

た金の掛かる施設であり、町民が一番町民感情も眺めている施設であり、こういうものをやっぱりアンビックスさん一つの会社が募集なくてもやっていかせなきゃならないとなったら、アンビックスだって快く議会の中で皆さんが議員さんがやってくださいと言われた方がいいし、我々が異論をぶつけて、そんなものどうだこうだなんて言ったら、アンビックスだって受けるにしたって気持ちよく受けられないでしょう。ですから、やっぱり町長が事前に協議会を開いて議員さんに、やはり今までの経過を含めて今後のアンビックスに委ねる期待度も持ってきちっと説明して、そして課題も含めてこういうこともあるけど、そういうこともある程度承知してくださいと。あんな金の掛かる施設にばかばかばかばか指定料を上げてなんていったら大変です。ですから指定料は上げていないし、今後3年やれば、また3年なんて町長も言っていましたから、そういうことにはなるかもしれないけど、そのうちにどンドン改修もしなきゃならないし、経営もやはりアンビックス自体の努力もやらなきゃならない。私は協定書は変わらなくて町が言うことは言って、アンビックスと話し合っ、お互いの双方の話し合いの中で、やはり今後経営も含めて住民の反映も含めて進めるのがあのホテルの経営でないかと思っていますから、その辺もやっぱりきちっとした中で向こう3年間やってもらいましょうという、そういう意気込みでくるのならいいけど、そんなもの参事の説明だけで、「はい」なんて言ったら、我々もし住民から「決まったのですね」と言ったら、「そういう異論も何もなかったのですか」と言ったら、「はいはい、そのとおりです」なんてなりますか、はっきり言って。ですから、町長もそういう姿勢をきちっとみつけて、町長は議会の関係で全員協議会を開いたり、それするものもなかなか受け止め方はしていますけど、これからはこういう重要なものに対しては、何も町長のほうで遠慮しないで全員協議会を開いて、全員で皆さんが理解できるような形の中で私は進めてほしいと思います。細かいことは、所管の委員会でやっていますけど、こういうものに対しては、やっぱりこれからは全員協議会を開いたりして、全員の議員さんに意識を持った中で承諾してもらおうということで、私は今度4年間新しくなっても、そういう形をとってもらいたいなと思います。ですから、今町長のそういう見解もあったから、これには町長の姿勢を正さないけど、私は今回の問題においてはそういう形をとってほしかったし、そういう姿勢で臨んでほしかった。

基本的には私は、この件においては賛成はしています。だから今あえてそういうことも苦言も述べているわけですけど、そういうことも含めて再度町長からお答えをもらってやめたいと思います。

○議長（鹿中順一君）町長。

○町長（佐藤多一君） ひとつ思い出していただきたいのは、認定こども園を全員協議会でやろうというときには、所管の委員会にかけてずっとやっていたわけです。しかし、それは全員協議会でやりましょうということで委員会の中でも、そしてこの中でもお話が出てきて、そういう形でいこうということで今進んでいます。そういうやはり私のほうからこれが大事だからこうだとか、ああだとかというのではなくて、やはりこの分野の部分には委員会があるのですから、そこにお話をすると。その中で、これはやっぱりみんな知っておいたほうがいいなという委員長の判断とか様々あって、委員の皆さんも、そういうことでじゃあまた別な機会に開きましょうというのが、筋ではないのかなというふうに思うのです。こちらのほうから、これはあれだから、これはあれだからということではなくて、やはり関連する委員会のところをしっかりかけていくと、そして協議をします。そこでやっぱりもう一つの委員会にもこれは関連することだから、やはり一緒に集まってやるべきではないかということになって、すべきではないのかなというふうに自分では思っているのですけれども。そうではなくて、どんどん町長の判断でやったほうがいいのかということであれば、それはそれなんですけれども、それは今後のルールづくり方かなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 最初に町長が前のあり方ということで、私も今日ここに出たので反省をします、非常に勉強不足、この件に関しては、9月か、町の中で今度変わるのだねというふうに言われたこともあって、私は見える形の公募があるのかなというふうに思っていたので、そういう形になっていくのじゃないかというふうに言った手前もあって。それと時期的なこともあって12月に出るというふうにも思っていないくて、これは勉強不足であったなというふうに感じておりますが、この件に関してなのですが議論の経過というか、ここ1社に指定をして、契約で言うと随意契約みたいな形で、ほかはなくここにというのは今までやってこられた。そういう経過の中

でということなのですが、9月頃だか、この会社の全体の営業成績がいいので自治体からはというような話もあったように記憶しているのですが、先ほどの3年間の経営状況というか3年目の24年は、はっきりした数字ではなかったのですが、2年目は若干プラスになったということのようなのですが、なかなか指定管理料がないと収支のバランスがとれない。こんな中で、さらに新しく3年間契約をしていくというところで、このままでいいよというのじゃなくて、何かもっとこんなふうなこと、特に例えばマイナスになる要因がはっきりしてきたので指定管理料を、変な話なのですが1,500万だったらもうちょっと苦しいから、もうちょっとなんとかならないのかとか、あるいは、この町で経営をしていくためには町民に愛されないとだめなんだという強い社長さんの意思というのは、前の段階で私たちもいろんなことを聞かされ、経営理念みたいなものにすごい共感を覚えて、いい会社だなというふうに思っていておりました。ですから、3年間やってさらに新3年の契約をする中で、ほかのところに議員で視察に行ったところは、大体なんか苦しくなって上げてほしいというところが常だったように記憶しているのですけれども、そういう話がなくて、これで頑張っていくぞというような決意みたいだったのかどうかだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 今いろいろとお話ございました指定管理料1,500万につきましては、先ほど22、23の決算状況とあわせてこういう状況にあるということで、結論から申し上げますと1,500万年間の指定管理料を見込んだ中での経営というものを現状の中では、それをベースにした経営しか現在のところは考えていないというのが現状でございます。これは、あくまでも現時点での状況でございますが、これは文言では書けない部分ですけれども当然のことながら1,500万を単年度で言えば上限とするわけでございますが、黒字になるような努力というのは今後も当然のことながらしていただかないと困りますし、先日、9月にアンビックスの社長が来た折にもお話をしておりましたが、10施設のうち、実質的に指定管理料をもらっていますがトントンになっておりますけれども、それを除くと1,500万の赤字ということになるわけですが、そういった赤字を抱えているというのはこの施設だけであります。つまり、ほかの施設はみんなそれぞれ指定管理料をもらわなくてもやっていけるとい

うのが現状でありますので、津別町に対しても含めて、今いる社員含めてもう一度きちっとアンビックス全体としても気合を入れ直して黒字が出る、いわゆる指定管理料を受けなくてももっていけるような経営環境というのをこれからつくっていきたいということがベースにございますので、なかなかそれは文言に書くことはできませんけれども、そういった意気込みであるということをお話し申し上げたいというふうに思いますし、その根底にありますのは、前川社長の言われたとおり町民に愛される施設ということが前提になります。再度このことをもう一度反省といいたいまいしょうか、今後のベースとして森の健康館の運営にあたって行ってほしいということも含めてお話しをしているところでございますので、申し添えさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 大体わかったのですが、この年度になってというのか、つい先ごろ、町民向けのことの割り引きみたいなものも会社でされているように見受けたので、私はそのことがなんか町がお手伝いをしているのかなというふうに思って、ちょっとこういう場ではなかったんですが、独自にしているということで、さらにやっぱりいろんな形で努力をしてこられているのだなというふうなことを感じていますが、あと、このことに対しては反対ではないのですが、いろんなところで指定管理をしているところは、非常に今言うように10社あって9社だから、それは地理的条件だとか、今までの何ていうのでしょうか評判を落としたりだとか、前の人だとか、いろんな条件があつてなかなか上昇気流に乗り切れないでいるのかなというふうにも思うところで、もうちょっと何か町に要望してきたのではないかと、なんていうふうに思ったものですからお尋ねしたところなので、なければということでもいいのですけれども、引き続きやってもらえるために何て言うのでしょうかね、先ほどの事務的なことは別としてでも気持ちよくそっちに移るといふのも変なのですからけれども、そんな形にもっていけるように4月までにいろんな工夫、できることがあるならしていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（石橋吉伸君） 今篠原議員のほうからおっしゃられました独自のサービスということで12月10日から、いわゆる町民向けの宿泊を割り引きする制度

をランプの宿、アンビックス独自にやっております、来年の3月までということでやっております。現在のところ、申し込みのほうも大体1日1件程度、大体13人ほど参っている状況でございます、大体1日1人ぐらいのペースで1人で10人ほどでいけば、1人2,000円の2万円サービスで宿泊できるというやつを今独自でやっておりますので、これらあたりも含めてどういう経過になるのかというのを見てまいりたいと思いますし、また独自のサービスというのはこればかりではございませんし、先ほど篠原議員もおっしゃられたとおり社長の言葉にあるように町民に愛される施設と、ここが一番でございますので、そのあたりも含めて再度お話をし、また以降向こう3年間のしっかりやってほしいというお話をさせていただければと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからアンビックスの関係で言えば今回更新するにあたって、1,500万また引き続いてということでございますけれども、議会の中でもいろいろ出てました宿泊の支援、プラスできないのかというお話もたびたび出ていたところでありますけれども、私としては、今の1,500万にさらに上乘せをしていくというのは、ちょっとできないということで担当のほうにも伝えておいて、支配人やあるいは社長ともそういう旨、私のほうの意見として伝えてこの間きています。ですから、もし宿泊料助成制度をとるのであれば、それに見合った分の1,500万から差し引くような、トータルで1,500万を超えることはできないと思いますということでお話をこの間してきたところです。そういうこともあって1,500万にまた皆さんにお願いするわけですが、それ以外にもバスの無償譲渡だとか、それから入浴の助成だとか、そういったことはもうやっておりますので、かなりアンビックスに対しては町としては支援をしているというふうに考えてます。ですけれども、やはり今年の3・11もありますし、この不況の時代の中でデフレの中で、なかなかお客さんが伸びないというのもまた現実ですし、それに何とか呼び込もうとして努力しているのもまた現実です。来年は、JTBが初めて北海道100選ということで、そのとき行って見れるか見れないかわからないけれども何度か行ってようやく見れるというような、運がよければ1回で見れますけれども、そういうところを北海道内で100選びまして、その中に津別峠が入っています。札幌の部長たちもそれをまずは現物を見ないとどうにもなり

ませんので、何度も何度も通って来て、夜中あそこでずっと出るのを待っていたりとか、明け方出てくるのを。それを現実の目の当りにして、これを 100 選の中に J T B のメイン商品の中に組み込んでいこうということで、これから宣伝が始まっていくわけですけれども、今トママが皆さんご承知のようにあの雲海が非常に有名になりまして、なかなか宿泊がとれない宿というふうになっているようでございますけれども、その J T B の社長の言うには、恐らく津別峠の雲海というのは日本で一番素晴らしいのじゃないかというお話をされていました。それが見たいがために何度も何度も足を運ぶという差別化をして進めていくというパンフレットも今これからできてくるようですけれども、そういうよその方たちからの感覚というのを入れながら、そして支配人もよそから来ている人ですので、ずっと住んでいる人とまた違う目を持っています。ただ、そういうことを一つ一つやる上で圧倒的にマンパワーが足りないというのが現実です。そこで、かと言って募集してもなかなか地元では応募がないと。そういう中で今おかみを中心になってやっていますけれども、本来でいけば支配人が営業活動をもっともっとしっかりやってお客をたくさん集めてくるというのが筋だと思うのですけれども、N P O の代表をやったりとか、それからそういうインターネットの関係も常に更新していくということは写真を撮りに行って、ブログを書いたりとか、いろんなことを全部やらなくちゃならないと。そしてあっちもこっちもという。そしてあそこの草刈りから、展望台の管理から全部請け負っているわけなのですけれども、そういう人手が非常に足りないという中で、であればということで今から担当課の考えもあるので、担当のほうからはいわゆる地域おこし協力隊、こういったものも活用して 3 年間オッケーになれば、こちらに入って来れますので何人にするかというのがありますけれども、そういう中で 3 年間またその中で手伝いをしてもらいながら、よければまた採用していけばいいでしょうし、いろんなことをこれからとっかかかっていてまだなかなかその先進んでいないことがたくさんありますので、そういう期待を込めて、そして行政としてもできることを協力隊の例えば申請だとかいろんなことも含めてやれることをバックアップしながらやっていこうと。これを公募して誰かまた新しい人が一から始めるということになると、今まで積み上げてきたことというのがありますので、これもまた一からということ、それも一つの考えかもしれ

ませんけれども、ここまで地道に少しずつやってきたことをさらにまた3年間お願いしたいということで進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願ひできればというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） すみません。やっぱり今質問しなければ、その様子がわからなかったというようなこともあったので聞いてみてよかったなど。そこまでやっているというのは、なかなか見えないわけです。それと、アンビックスも株式会社なので、一般的な見方をすると本当はもっとお手伝いしたいのだけれども、1企業にというようなことがあって、どこまでやれてどこまでできないかとか様々なことがあるので、やっぱりいろんな情報というのは共有しないと理解もできないということなので、今回に関しては私たちがほかの反対側の委員会の人に聞けば、もっと細かなことがわかっていたということもあって、それは反省しなきゃいけないかなというふうなことがあるのですけれども、一般的にはちょっと外れるかもしれない。町民の関心のあるものは、ぜひ私たちのほうも全員協議会でやれるようなことをして、きちっと受け答えができるようにしていきたいなというふうに感じました。

後段はちょっと余計な話になりましたけれども。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 何点か申し上げます。いろいろ皆さんからいろんな意見が出てたと。私も産福で説明を受けて大枠は承知をしております。町もいろいろ苦しい対応もしているということもいろいろわかっているつもりです。それで、このホテルについては、当初指定された方については、途中で不採算でやめたという、いろいろ過去からいうといわくつきのもろもろ問題点も抱えていると。そんな現状の中で精一杯進めてきている部分があるかというふうに思っています。それで、最終的には、産福のほうに資料を配りましたよね。これも私ちょっと見ますと、28ページ、29ページ、あと収支の36ページ、このくらいのを後は、ほかの資料たくさん付いてますけれども、これこそ従前どおりというか、ほとんどあまり変わらない形の意気込みやなんか書いてます。それらは割愛してもいいかなということで、そういう資料をやはり議員さんに配って、皆さんが内容を承知をした上で議決に持っていったほうがいいので

ないかというふうに感じておりますので、その点についてお話しをしておきたいというふうに思います。

あと、それとこれはちょっと枠外ですけれども、補修、改修、維持管理費も毎年2,500万程度前後ぐらいはかかっていると思いますので、やっぱり総投資はもう1億5,000万か、そのくらいに目測でなっているのではないかなというふうに思いますので、これらについてもしかるべき3月の新年度予算になるかもしれませんけれど、こういうふうなものもかかっているものはかかっているもので、町の施策で進めるものは進めるもので、我々も町民向けには説明はできるというふうに思いますので、こんなものもどのぐらいかかっているというふうなこともあわせて我々に全部補正から何から全部調べればわかるのですけれども、町のほうはそれぞれ把握しているというふうに思いますので、こんなものも町民説明用に議員さんには配付をいただけるといいのかなと。そんなようなことで思いますので、とりあえず今日は産福に配った資料、抽出でいいと思いますので、そんな形で配付をいただいて議決の取り運びをされるのがいいかなというふうに思いますので、お話しをしておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　ちょっとお諮りします。

今谷川議員から資料の要求と議決に対する希望みたいのも出てきましたので、先に議運を開いていただきまして、その中で今後の対応と産福の委員会の考え方も聞いてから、また昼から議会を進めていきたいと思いますので、これで昼食休憩としたいと思います。よろしくお願ひします。

議運を開きたいと思います。再開は、その議運の終了後ということで、待機していただきたいと思います。

休憩　午後　0時00分

再開　午後　1時16分

○議長（鹿中順一君）　昼食休憩を閉じ再開します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長に報告させます。

◎諸般の報告

○事務局長（小野寺祥裕君） 諸般の報告を行います。

休憩中に第 11 回議会運営委員会が開催され、第 6 回津別町議会定例会の運営について協議されました。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員長報告

○議長（鹿中順一君） 議会運営委員長の報告を求めます。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 議案第 67 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、議会運営委員会を開いた結果、これまでの議論の中で意見は出尽くしていると思われまますので、資料を配付していただくことにしましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 今議会運営委員長より報告ありましたとお取り運ぶことでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） それでは暫時休憩をします。

資料の配付をお願いします。

休憩 午後 1 時 18 分

再開 午後 1 時 47 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 7、議案第 68 号 平成 24 年度津別町一般会計補正予算(第 6 号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹(横山 智君) ただいま上程となりました議案第 68 号 平成 24 年度一般会計補正予算(第 6 号)につきまして説明いたします。

それでは、各条項をご覧いただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれに 3 億 2,625 万 2,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 51 億 819 万 4,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で説明しました事業を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。なお、人件費につきましては、10 月の人事異動による予算科目間の異動、職員の中途退職による職員給与・期末勤勉手当の減及びこれらに係る共済費、退職手当組合等負担金の減並びに時間外手当の増などにより総額 1,101 万 8,000 円の減額補正をお願いするところであり、なお、今回の補正では、事業精査と事業完了によるものがありますので、ただいまの人件費とあわせ極力説明は省略させていただき、主な補正内容について説明させていただきます。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので、12 ページ、13 ページをお開きく

ださい。最初に議会費ですが、議会運営経費は、職員の長期休暇取得に伴い臨時職員の雇用として56万3,000円の増額補正をお願いするものです。

次の総務費、14ページから15ページをお開きください。総務管理経費の共済費、公務災害は、東日本大震災による臨時特例的な支出となる公務災害補償等給付費に対応するため、平成24年度限りの措置として平成22年度の給与総額を算出基礎として、地方公務員災害補償基金への特別負担金として35万9,000円の増額補正をお願いするものです。なお、これにつきましては、本年度の地方財政措置、特別交付税ですけどもされるものであります。

次の電算化推進経費は、故障等に伴うパソコン関連の備品購入として51万8,000円の増額補正をお願いするものです。次の財政調整基金積立金は、地方財政法第7条に基づき前年度繰越金及び今回補正における事業精査分として5,562万5,000円の増額補正をお願いするものです。次の公共施設等整備基金積立金は、利息積立分の精査と将来の公共施設整備のため1億5,000万円の増額補正をお願いするものです。

次の庁舎等維持管理経費、委託料の実施設計業務は、庁舎の増築工事を取りやめ改修工事のみとなったことから270万4,000円の減額補正をお願いするものです。下段の町有建物等維持管理経費、16ページから17ページをお開きください。工事請負費は道道津別陸別線の改築工事に伴う支障物件、二又小学校の門柱ですけれども、これの撤去として20万5,000円の増額補正をお願いするものです。中段の土地開発基金積立金は、道道津別陸別線の改築工事に伴う二又町有地、購入希望のありました双葉町有地の売り払い及び9月に補正いただきました緑町町有地の測量費、売り払い金額の確定に伴う精査を行い30万2,000円の増額補正をお願いするものです。

下段の町営バス維持管理経費は、町営バスの廃止により307万3,000円の減額補正。18ページから19ページをお開きください。バス保管車庫管理経費は、公共交通対策費に科目を組み替えるため108万7,000円の減額補正をお願いするものであります。20ページから21ページをお開きください。中段の地域振興基金積立金は、基金利息精査と今後の地域振興策の別途積立として8,000万円の増額補正をお願いするものであります。下段の地域振興施設管理業務及び多目的活動センター管理運営経費の備品購入費につきましては、多目的トイレにベビーチェアを設置するため、それぞれ10万

5,000 円の増額補正をお願いするものです。次に、22 ページから 23 ページをお開きください。ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税 2 件分として 52 万円の増額補正をお願いするものです。下段のバス保管車庫管理経費は、先ほど説明のとおり科目を組み替え計上したものであります。

次に、24 ページから 25 ページをお開きください。中段の町議会議員選挙経費は、今回の衆議院選を参考にポスター掲示場の再積算の結果 41 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。

続いて民生費、28 ページから 29 ページをお開きください。地域生活支援事業経費は、委託料、扶助費それぞれに利用者または利用日数の増により 173 万円の増額補正をお願いするものです。次の社会福祉管理経費は、職員の退職に伴い臨時職員の雇用として 51 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。次の国民健康保険事業特別会計繰出金は、給与費、保険基盤安定分、国保財政安定化支援事業分、繰越金の精査により 223 万 4,000 円の減額補正をお願いするものです。次の介護保険事業特別会計繰出金は給与費及び地域密着型サービス運営委員会経費として 11 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。次の介護サービス事業特別会計繰出金は、事業精査により 35 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

30 ページから 31 ページをお開きください。国民年金事務経費は、税制改正等に伴う電算システムの改修により協議会の負担金として 37 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、老人福祉施設措置経費は、新規入所者 1 名が増えたことにより 44 万円の増額補正をお願いするものです。次に、32 ページから 33 ページをお開きください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、基盤安定負担金、広域連合納付金の精査として 292 万 7,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次の子育て支援事業経費は、予定していた講師の都合がつかなくなったこと及び事業精査により総額 50 万円の減額補正をお願いするものであります。次の保育所管理経費は、津別保育所の手洗い場、トイレの修繕として 54 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、衛生費、34 ページから 35 ページをお開きください。下段の下水道事業特別会計繰出金は、工事費の確定、事業精査により 343 万 4,000 円の減額補正を行う

ものであります。次の簡易水道事業特別会計繰出金は、事業精査により 24 万 3,000 円の減額補正をお願いするものであります。36 ページから 37 ページをお開きください。保健師活動経費は、臨時保健師の確保ができなかったことから 333 万 4,000 円の減額補正をお願いするものであります。次の一般廃棄物最終処分場管理経費は、周辺地下水水質再調査のため流用した 43 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

続いて農林業費ですが、40 ページから 41 ページをお開きください。強い農業づくり事業は、JA つべつが事業主体で実施する雑豆収穫機械、小麦播種機械のリースによる作業体系確立事業として 180 万円の増額補正をお願いするものであります。42 ページから 43 ページをお開きください。愛林のまち緑資源を守る推進事業は、造林事業に係る国の補助率が高くなったことから当該事業での上乗せ補助が減少し 500 万円の減額補正をお願いするものです。次に、46 ページから 47 ページをお開きください。基幹作業道開設事業は、設計単価及び事業量、延長距離ですけれども、これの減により 722 万 7,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に、土木費、52 ページから 53 ページをお開きください。中段の特定公共賃貸住宅建設整備事業は、10 月臨時会におきまして、実施設計及び用地地耐力調査業務の補正をいただいた当該住宅、1LDKメゾネットタイプ 1 棟 6 戸の工事請負費として 8,138 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の消防費、事務組合負担金の津別消防費は、軽車両の購入及び事業精査により 46 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、教育費、54 ページから 55 ページをお開きください。下段の小学校施設整備事業は、次のページをお開きください。教員住宅内部改修工事 1 戸分 365 万 4,000 円の増額及び事業精査により総額 215 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の小学校施設管理経費、修繕料は、津別小学校地下タンク油面計、本岐小学校 FF ストーブ基盤交換等として 96 万 2,000 円、備品購入費は、活汲小学校電話設備の更新として 39 万 5,000 円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。次のスクールバス経費は、新年度からの東岡地区スクールバスの対応として 8 人乗り乗用車の購入経費として 354 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、58 ページから 59 ページをお開きください。中学校施設管理経費は、津別中学

校及び活汲中学校の新年度からの特別支援学級の対応として備品購入費を主に 101 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、62 ページから 63 ページをお開きください。各体育施設管理経費については、使用料の確定によりそれぞれ財源内訳のみ補正を行ったものであります。最後の給食センター運営経費、これにつきましては栄養管理用パソコン及び全自動洗米機の購入費用として 102 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページから 5 ページをお開き願います。町税につきましては、歳入見込み精査により 1,394 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。次の地方特例交付金は、交付決定額の確定により 5,000 円の減額補正をお願いするものです。次の地方交付税、普通交付税は、交付決定額の確定により 2 億 4,118 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。分担金及び負担金、へき地保育所保育料は、入所者の増及び保育料所得課税区分の決定により 352 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。次の使用料及び手数料、使用料は、事業完了及び精査により 1,734 万 7,000 円の減額補正をお願いするものであります。

6 ページから 7 ページをお開きください。国庫支出金、民生費国庫負担金は、保険基盤安定分の確定により 22 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。次の住宅費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、特定公共賃貸住宅建設整備事業として 3,662 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。教育費国庫補助金、へき地児童生徒援助費等補助金は、東岡地区のスクールバスの購入に対し 170 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。次の民生費国庫委託金は、基礎年金の電算システム改修分として 37 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。次に、道支出金、民生費道負担金は、保険基盤安定分の額の確定により道負担分として 167 万 4,000 円の減額補正をお願いするものです。次の保険基盤安定分拠出金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定されたことにより 161 万 2,000 円の減額補正をお願いするものです。次の農業費道補助金は、強い農業づくり事業に伴う補助金として 180 万円の増額補正をお願いするものです。次の林業費道補助金、森林整備加速化・林業再生事業は、基幹作業道開設事業に対する補助金として 722 万 7,000 円の減額補正をお願いするものです。次の総務費道委託金は、各種統計調査等の事業完了及び精査により 3 万 1,000

円の減額補正をお願いするものです。次に、財産収入、利子及び配当金は、各種基金の利息精査として11万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

8ページ、9ページをお開きください。土地建物売り払い収入は、二又、双葉町有地の売却、緑町町有地の額の確定により115万3,000円の増額補正をお願いするものです。次の寄附金、総務費寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金2件分として51万9,000円の増額補正をお願いするものです。次の繰入金、代替輸送確保対策事業基金繰入金は、町営バスの廃止により1,650万7,000円、福祉基金繰入金は、要援護高齢者の通院等交通費助成の減額により経費充当額の70万円、丸玉産業森づくり基金繰入金は、愛林のまち緑資源を守る推進事業に係る事業費の減により500万円のそれぞれ減額補正をお願いするものであります。次の繰越金、前年度繰越金は、繰越金残として4,271万円の増額補正をお願いするものです。次に、諸収入、雑入、事故共済金は、町営バス及び公用車の事故2件分による共済金として24万7,000円、その他は、道道津別陸別線の改築工事に伴う支障物件の撤去に係る費用として22万2,000円の増額補正をお願いするものです。次に、町債、住宅債は、特定公共賃貸住宅建設整備事業分として3,200万円の増額補正をお願いするものです。

それでは、第1表にお戻りください。第1表につきましては、ただいま歳出・歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものです。

次に、第2条第2表の債務負担行為の補正であります。1の追加は、先ほど議決されました森の健康館及び山村体験宿泊施設の指定管理料について、期間及び限度額の補正をお願いするものです。

次の第3条第3表の地方債補正であります。1の変更は、特定公共賃貸住宅建設事業に係る公営住宅建設事業として限度額3,200万円を追加し、総限度額を4億916万8,000円とする補正をお願いするものであります。

以上、説明いたしましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時 21分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 時間も経過してしますので、1点に絞ってお話しをしたいと思っております。50ページ、51ページの除雪センターの関連でございますけれども、ここ12月の中旬ぐらいに入ってから降雪が続いて、国道、道道幹線含めて大変な堆雪状況になっているということで、これから年末年始にかけて町外の方がいろいろ来るということで、交差点の事故が非常に心配されるというふうな形があるというふうに思っております。それで、国道、道道、町道の幹線交差点について、部分的に排雪をするのがいいのではないかとということで、町民の方からもいろんな声が出ております。町の除雪計画によりますと、排雪状況だとか交差点等の道路状況から必要と認められる市街地の路線については排雪するというふうな形になってますので、必ずしもこれに固執しませんけれども、そのような形で開発、土現に頼ってでは時期が遅れるということもありますので、その点の考え方について、これからまだ明日、明後日ぐらいなにか降雪の予報も出てますけれども、それらを十分にらみ合いしながら、必要最低限の排雪をしたほうがいいかなということでお話しをしておきますので、答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいまの除雪なのですが、例年ですと昨年と一昨年ですと、12月のちょうどお正月に雪が降るという状態ですと、今年度この時期にこれだけの雪の量があるという、除雪回数もすでに全面的に委託路線まで出したものが4回を数えておりますので、これほどの雪が降るとは想定をしておりませんでした。それで、排雪になりますと除雪のダンプと排雪のダンプというのはちょっと仕様が違いますので、それを替える必要があるということで、今その作業をしております。ただ、その作業が終わらないと排雪はできませんので、やっているということでまずご理解をお願いしたいと思います。それで、この3日間でまた降るといふふうになりますと、もう一度除雪体制に戻さなきゃいけないということもありますので、今考えているの

は、この3日間まず乗り切った後に、とりあえず道路が非常に狭くなっておりまして、車両の確保という、車両同士が交差するのも難しいという所もかなり見受けられますので、その車両の確保という点でできれば早い時期に、できれば年内にも始めたいとは思っていますが、準備の状況によりますけれども、裾切れ除雪といいまして路肩に盛ってある雪の車道側の部分、それをロータリーで切っていきたいと。それでとりあえず裾切り排雪をやっていきたいというふうに今考えております。またそのときに見えない部分といいますか、交差点になって見づらい部分についても主要な部分については解消をしていきたいなというふうに考えております。それで、国道、道道につきましては、確かに一部私のほうにも国道に出るときに見づらいのだという声が出て、私も実際に行っております。その部分ですとかなり高く積まれてまして、本当に国道に出るにはかなり見づらいという点もございます。ただ、国道とか交差点の部分で高く積まれているというのは、ある意味ではその部分で付近の方たちが積むという実態もございます。これは全部が全部ではないのですが、そういう実態もございまして、そのためにより単に除雪だけで寄せられたものよりさらに高くなるという実態もありますし、また除雪後に自分の家の雪を除雪後の道路に出すということで、かえって除雪といいますか、道路幅が狭くなっているという部分もございまして、除雪というのは町単独だけではできないなと今実感しているところです。この点につきましては、広報1月号に除雪のお願いということで、今言ったような点を皆さんにご協力をお願いするというのでPRをしたいというふうに考えております。それで、言ったとおりにできるだけ早く裾切り除雪を今年度は始めて、そして来年度になりましたら本格的な排雪にも入っていききたいなと。ただ、その時期はまだ雪の状況を見て決めたいと思っておりますので、そういう点でご了解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 大枠前向きな形で考えておられるようです。空模様も当然ありますし、せっかく排雪した所がまた結局手短だからそこに投げるというふうなことについては、自治会長さんあたりにきちっと連絡もしくは文書で流して、なるべくそのようなことがないような形で町の排雪が有効に行けるように努力をしてもらいたいというふうなことで終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） 今谷川議員おっしゃったとおり除雪した後に雪を排雪されるというのが非常に私ども苦慮しておりまして、直接言うということもありますが、ただ、本当にそこに捨てているのかどうかといのも、また現行犯的に見なければ本当にそこに捨てているかどうかわからないという点もあります。そういう点からいっても地域の方たちの協力というか、そういうものもぜひ求めていきたいと思ひますし、また大変申し訳ないと思ひますが議員の方たちも、その点では目配せをしていただければありがたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 2点ほどお伺ひしたいと思ひます。37 ページ、保健師活動経費の関係でございせんけれども、昨年からの保健師の臨時の部分について、苦勞していると思ひますが、今回も先ほどの説明では確保ができなかつた。そういう理由で減額されておりますけれども、要因はいろいろあろうと思ひますが、まず一つはこの保健師活動の部分に支障が出るのではないかと、そういうものが心配されるのと、なぜ確保できない、その要因というのですか、それについてお伺ひをしたいと思います。

それから、41 ページの農業振興費の強い農業づくり事業 180 万今回増額計上されておりますが、この新たな地域畑作農業確立支援事業、この補助金の詳しい中身についてお伺ひをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 山内議員からの 37 ページの保健師活動経費の賃金分の削減のご質問がございました。今お話のとおり 23 年 11 月から保健師、正職の保健師の 1 名欠員状態が続いております。それで 24 年度については、臨時保健師の年間雇用ということで当初予算で計上いたしました。実際には臨時職員の保健師の確保ができなく今回減額をするものであります。ただ、現在の部分については、国民健康保険の事業の中で、小規模の保険者の支援事業という制度がございまして、その制度は

現在週 2 日臨時の保健師の方に来ていただいております。びっちは来れないのですが、週 2 日であればというようなことで、その方ほかの町の臨時のほうもされているということで、現在は週 2 日臨時の保健師の方に来ていただきまして、健診だとかあるいは赤ちゃん訪問だとか、そういったような業務を行ってきていただいて、支障が出ないような形で今対応を進めているところであります。ちなみにこの事業は、10 分の 10 国のほうからの助成があるということで、現在この制度を活用しているところで

それと、確保ができない要因の部分なのですが、実は来年度保健師 2 名採用ということで、今回採用が決まったわけなのですが、その前段に私どものほうで副町長も一緒に行って、名寄だとかあるいは旭川だとか、そういったような所の学校を回りまして要請を行ってきました。そこの先生のお話を聞きますと、以前は自分の知らない町でも保健師の活動を地域の中で行っていきたくて、そういったような学生さんが多かったのですが、今は自分の町に戻るか、あるいは今まで行った所、例えば津別であれば北見に住んでいただとか、そういった何らかの関係がある所じゃないと知らない町に行くような学生という部分は、なかなか今少なくなっているのだと、そういったようなお話も聞いているところであります。ですから、町の以外にも例えば去年も北見市でも採用を行いました全部が採用できなかったとか、そういったような形で、なかなか都市の中でも今保健師の確保という部分が難しくなっているような、そういった状況があるということで、学校の先生とか大学の先生も言われたのですが、できるだけ若いうちから保健師になりたいという生徒を支援をしていくとか、そういったようなことも考えていかないと、これからは小さな小規模の自治体の中で保健師を採用するといった部分は難しくなってくるのでしょうかねと、そういったようなお話も聞いてきたところです。今回たまたま来年度 2 名というようになって、そういった部分は必要ないかなと思ったのですが、場合によっては以前あった奨励金だとか、そういった制度も内部では考えていかなければというようなことで、そんなようなこともちょっと検討した経緯もあったのですが、そういうような要因がちょっと今保健師の確保が難しくなっている一つの状況かなというふうに思っておりますので、説明とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 41 ページの強い農業づくり事業の内容でございますけれども、実は例年と実施している内容ほぼ一緒でございます。今回12月に補正したということで多分山内議員のほうから質問があったかと思うのですが、振興局の内示が非常に遅れて12月になったということを前段申し上げておきたいと思っております。事業内容につきましては、豆のコンバインの実証試験ということで、これは主に雑豆を対象にした汎用コンバインの実証試験であります。もう一つが、小麦のパワーハローというものを搭載した播種機、これの実証試験ということで、それぞれリース料に対します事業でありまして2分の1ということで、事業費が378万円の2分の1ということで180万円の補助というふうになっております。

すみません。事業主体につきましては津別農協という形になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 保健師の関係については、おおむねこの内容についてはわかりました。住民の健康を守る点から非常に今後ともずっと大事なものだろうと思っておりますので、先ほど課長から説明があったとおり田舎の小さい自治体については、なかなか難しい面が出てくるのではないかと思います。過去にいろんな制度をもって保健師を誘致した経過もございますが、できればそれあたりを将来に向けて検討されて、この保健師の確保についてできれば考えていくべきではないかなと思います。

それと、農業の関係については、事業内容についてはわかりましたので、保健師の活動についてのみ再度考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今山内議員のほうからお話がありました。大変ありがたいお話ということでございまして、実際に本当に私も大学、そういうところを回りました非常にこれは厳しいなど。来年度採用もこれ難しいのではないかと、別な方法も考えなきゃならないのか。札幌まで行かなきゃならないのかというようなことで担当者とも協議をしていた状況であります。やっぱり聞いていけば、なかなか地方に少ない保健師になって、なおかつその中から地方に回るという方は、また少ないというよう

な実態ということでございましたけれども、今年8月に採用試験を行いました。それは今課長が説明したとおり、たまたまお母さんの出身が津別町で祖父母の方が津別町にいらっしゃるといことで、本人もずっと津別になじみがあったというような形からぜひ津別にといことで、希望された。それから、もう一人は、これは日赤看護大の出身の方なのですけれども、この方については、研修先はほかの町村であったのだけれども、同じ仲間の看護大の方がずっと津別に研修に来られていたと。ずっと津別は看護大の研修を受けておりますから、そういう中で、津別に大変いろんなこといいところだよといことで、実はそういうお話を受けたので、ぜひ津別町に来てみたいと。こういうことで応募がございました。これは正直言ってラッキーという意味合いで、本当にそういうぐあいに思ったところでございます。今後の部分については、課長も話したとおり支援策、これは金銭的な面も含めてやっぱりほかもやられているというようなことから、これからは随分これは検討していかなければならないなといことで、そういう結果になりまして、とりあえずはよかったといことなのですが、議員が言われているように先のことを考えていったときに、やっぱり手を打っていくというような方では、有効な手段というのはそろそろ考えていかなければならないといぐあいに思ってます。そういう意味で場合によっては過去にやった制度等を復活しなきゃならないという可能性も当然出てきますので、そのときはまたご支援をいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 今副町長から今後のことも非常に心配されて考え方をいただきましたけれども、最近看護大含めて男性の学生も相当増えているというふうに私は聞いております。今回、当然男女関係なしに公募をされたと思いますが、やはり男性の雇用というのもできれば大学等にできれば誘致について進める考えも持ったほうがよいのではないかと思いますので、再度この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 確かに今男性の保健師という方も当然出てきております。当然男性の看護師もあるように、同じやっぱり条件かといぐあいに思います。今回、3名の方が8月に受験されまして、そのうちの1名がたまたま男性でございました。

結果としては女性の方のほうが私どものほうとして非常に合っているなど、甲乙つけがたいというようなことで2名を採用させてもらったということがあります。実は、ほかの町村でも斜里だとか小清水ですとか副町長に聞きますと、男性の保健師も採用してきた例もありますし、今いらっしゃる方もいるというぐあい聞いております。ただ、なかなかやっぱり地域が慣れないというようなことも踏まえて、大変であることは大変なのだろうというぐあい聞いていたるところでございませけれども、ただ、将来的にはそこを否定して女性ばかりということには当然ならないのかなと。やっぱりそういうこともあわせて考えていかなければならない時期は来るのではないだろうかというぐあいには思っているところでございます。こういうことでお許しをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第69号 平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 69 号 平成 24 年度津別町国民健康事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出においては、主に退職被保険者の療養給付費及び一般被保険者の高額療養費の追加であり、歳入では保険税率の改正などによる保険税の追加などを内容とする補正であります。条文をご覧いただきたいと思います。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に 2,496 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 3,405 万 5,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうから主なものについてご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをご覧願います。8 ページの款 1 総務費の一般管理費の 19 節負担金につきましては、国保電算システム改修に伴い自治体情報システム協議会の負担金として 24 万円の追加となります。

次の款 2 保険給付費の退職被保険者等療養給付費は、医療費増に伴い 328 万 2,000 円の追加です。また、次の一般被保険者高額療養費 701 万 5,000 円は、高額療養費の支給実績に伴う追加となります。

款 3 後期高齢者支援金は 10 ページ、11 ページをお開きください。後期高齢者支援金の額の確定に伴い 348 万円の追加、事務費拠出金で 4,000 円の減額となります。

下段の款 6 介護納付金は、介護納付負担金の確定によりまして 714 万 2,000 円の追加です。

款 9 基金積立金は、前年度繰越金などによる基金積立金 379 万 3,000 円の追加となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。4 ページ、5 ページにお戻り願います。款 1 の国民健康保険税は、今年度医療給付費分の保険税率の改正を行いましたが、これと賦課額確定に伴い一般分、退職分合わせまして 2,092 万 8,000 円の追加となります。款 2 国庫支出金の財政調整交付金 18 万 9,000 円は、歳出で申し上げた国保システム改修に伴う追加となります。款 3 療養給付費交付金は、退職者医療分に係る交付金の精査により 398 万 7,000 円の追加、次の款 8 繰入金の一般会計繰入金は、所得額確

定に伴い軽減世帯の減による保険基盤安定繰入金などで 223 万 4,000 円の減額となります。次の基金繰入金は、財源補填などのため国保基金からの繰入金を 260 万 7,000 円減額を行うものです。6 ページ、7 ページをお開き願います。款 9 の繰越金は、前年度繰越金としまして 471 万 1,000 円を追加するものです。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理をさせていただきました。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

すみません。間違っておりました。8 ページの総務費の一般管理費の 19 節負担金については 24 万円と申し上げましたが、18 万 9,000 円の間違いですので、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 70 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 70 号 平成 24 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 70 号 平成 24 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額であり、歳入では後期高齢者医療保険料の追加及び低所得者対策である保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金の減額という補正内容になります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から 144 万 9,000 円を減額をし、歳入歳出予算の総額を 8,565 万 1,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをご覧ください。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合事務負担金の額の確定により事務負担金では、44 万 1,000 円の減額、保険料等負担金では、100 万 8,000 円の減額となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。4 ページ、5 ページをお開きください。款 1 の後期高齢者医療保険料につきましては、当初賦課額の確定により特別徴収、普通徴収合わせまして 117 万 3,000 円の追加となります。

款 3 繰入金の一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金 77 万 8,000 円の減額、保険基盤安定繰入金は 214 万 9,000 円の減額となります。

款 4 繰越金につきましては、前年度繰越金で、30 万 5,000 円の追加となります。

それでは、前の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきました。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第71号 平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

○保健福祉課主幹(石川 篤君) ただいま上程となりました議案第71号 平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でもご説明いたしましたように歳出では、事業実績に伴う保険給付費の調整及び前年度繰越金の積み立てに伴う基金積立金の追加であり、歳入では賦課決定による保険料の減及び事業費の調整に伴う国庫支出金の追加などによる補正であります。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ49万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,890万2,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので8ページ、9ページをご覧ください。款1総務費、総務管理費、一般管理費の給与費は、時間外手当の増で11万円の追加であります。項5地域密着型サービス運営委員会経費については、地域密着型運営委員会の報酬に2万6,000円を追加するものです。

次、款2保険給付費では、居宅介護サービス給付費、訪問介護、訪問入浴、短期入所、生活介護、通所介護がありますが、当初見込みよりも利用者増により464万円の追加、2、施設介護サービス給付費は、入院等による事業精査により700万円の減額、

その下の居宅介護住宅改修給付経費につきましては120万円の追加、10ページ、11ページですけれども、居宅介護サービス計画給付費としてケアプラン作成件数増により87万6,000円の追加となります。次の介護予防サービス給付費については22万4,000円、その他諸費の審査手数料として6万円の追加であります。

款3地域支援事業費は、事業精査に伴い一次予防事業経費で15万円の減、次12ページをお開きいただきたいのですが、款4基金積立金は、基金利息及び平成23年度繰越金積立に伴い50万9,000円の追加となります。

続きまして歳入にお戻りいただきたいと思えます。

4ページ、5ページをお開きください。款1保険料は、当初賦課額の確定により特別徴収分が49万1,000円、普通徴収分で6万1,000円の減額補正となります。

次の款3国庫支出金、国庫負担金と款5道支出金の道負担金は、保険給付費内の予算の組み替えに伴う介護給付費負担金の財源補正となります。また、国庫補助金と款4の支払基金交付金、道支出金の道補助金、款7繰入金の一般会計繰入金の地域支援介護予防事業繰入金は、地域支援事業費の減に伴う補正となります。

款7繰入金のその他一般会計繰入金は、事業費繰り入れ分として13万7,000円の追加です。基金繰入金については、介護給付費準備基金繰入金で51万3,000円を追加するものです。款8繰越金は、前年度繰越金として50万7,000円を増額補正するものです。款9諸収入、雑入につきましては、6ページです。7,000円の追加であります。

第1表に戻っていただきまして、ただ今歳入歳出で説明いたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理し、第1条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 71 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 72 号 平成 24 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養園長。

○特養園長（徳田博一君） ただいま上程されました議案第 72 号 平成 24 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして内容の説明を申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に 95 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 8,480 万 4,000 円とするものでございます。第 2 項につきましては、後ほどご説明申し上げます。

それでは、歳出補正の主なものにつきましてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをご覧ください。7 ページの給与費 452 万 6,000 円の減額につきましては、10 月の人事異動に伴いデイサービス相談員としての有資格者を特養からデイサービスへ配置替えしたことによるものでございます。下段の特養施設運営費では 41 万 4,000 円の追加でございます。内容といたしましては、臨時職員賃金の追加、これにつきましては、特養調理員の退職あるいは介護職員の居宅介護支援事業所への配置替えに伴いまして、新しく採用いたしました職員に対する研修賃金等でございます。需用費の賄い材料費につきましては、特養利用日数の減に連動し減額したものでございます。次に、8 ページ、9 ページをご覧くださいと思います。上段にございます短期入

所事業経費の賄材料費につきましては、利用日数の増に連動いたしまして9万6,000円の追加でございます。

次に、デイサービス費の給与費の追加補正につきましては、10月の異動に伴いまして、前任者と後任者との給与差額、さらには特養から配置替えになりました生活相談員の人件費を精査したものでございます。デイサービス運営経費の車両用修繕料につきましては、送迎用リフトバスに係るオイル漏れ等の修理費用の追加でございます。

次に、10ページ、11ページでございます。居宅介護支援事業でございますが102万円の追加でございます。その主なものといたしましては、ケアプラン作成件数の増加に伴いまして、臨時のケアマネージャーを増員するための賃金で84万1,000円と共済費の社会保険料17万1,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入にお戻りいただきまして4ページ、5ページをご覧いただきたいと思っております。款1サービス収入では、特養短期入所の利用料収入及び居宅ケアプラン作成料に伴う介護給付費と特養短期入所利用に係ります1割の自己負担分を精査したものでございます。特養利用料及び短期入所利用料収入につきましては、4月分から10月分の収入実績とその後の収入見込みを勘案いたしまして、特養分で305万1,000円の減、短期入所では106万6,000円の追加でございます。居宅ケアプラン作成料収入につきましては、作成件数の増に伴いまして212万7,000円の追加でございます。

次に、繰入金でございますが、一般会計より35万9,000円の追加をお願いし、その内容としましては、特養事業分で146万6,000円の追加、介護支援事業分におきまして110万7,000円の減額でございます。

次に、繰越金であります。前年度繰越金といたしまして68万円の追加、最後に諸収入でございますが、雑入につきましては、4万9,000円の追加でございます。内容といたしましては、置戸高校、さらには北海道薬科大学からの介護実習生の受け入れに対する謝礼分ということでございます。

それでは、条文にお戻りいただきまして第2項の第1表につきましては、ただいまご説明申し上げました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、どうかご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 9ページの短期入所事業経費の中の賄い費も需用費も追加補正してはありますが、この利用日数から見て、私は利用者が相当年々増えてきて、私どもが一般の人に聞くと、なかなか入所利用しようと思っても予約がとれないと。こういう実態を知っている限り、もう少しなんとかうちでいても、ちょっとどこか行くのでも、どうしても何日前から予約したいのだけだとれないというのですけれど、そういう状況も含めまして、どのような日数で、どのような利用体系でやっているのか、ちょっと伺いたいので教えてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（徳田博一君） 現在ショートステイについては、7名の定員枠で運営をさせていただいております。特養本体については50名、ショートステイについては7名ということで、定員の中で受け入れをするということが大原則でございます。いわゆる介護保険に基づきまして7名以内での運営ということになります。それで、最近といいますか年々利用者の状況については人数的には増えてきていると思います。これは、なかなか今施設に即入れないという状況がございまして、在宅で一生懸命お世話されている方がたくさんいらっしゃるのですが、常に特養あるいは老健等に入所の手続きは済んでいるんですが、即入所にならないという中で在宅サービスの中心でありますショートステイを使いながら、そして入所できるのを待っているというふうな、こういうふうな実態から白馬議員がおっしゃったような話になったのだらうと思います。

ショートステイの利用につきましては、利用者あるいはその家族の方と居宅介護支援事業所におりますケアマネージャーさんとの中で利用について相談をされて特養に申し込んでくるという流れにきますけれども、あくまでもさっき申しましたように定員枠が7名ということなものですから、この定員を超えて受け入れるということができませんので、日によっては受け入れできる日、日によっては受け入れできない日、多くの方が利用いただいておりますので、7名びっしり入った日もあれば、あるいは日によっては2、3名のときもありますので、そういう7名以内で運営しているとき

に希望されるとスムーズに利用いただけるのですが、7名のときには利用がままならないというふうな状況もございます。そこら辺はケアマネージャーと連携をとりながら、利用者あるいは家族の方に説明をして日にちをずらして空いたときに利用いただくというふうな、こういうふうな手立てもとっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） よくわかりました。私実態がよくわからないものだから相談されても定員だけ増やしてもらえませんかなんて言われたって、そんな簡単に定員なんか増やせれないから、恐らく利用者が増えてきてなかなか5日間ぐらいでいたいんだけど1日しかサービスしないという、その日数もどういうふうにしているのかわからないから、たまたまちょっと歩いていると、そういうことで。だから私は言ったのです。ケアマネージャー来ているのですかと言ったらマネージャー来てますと。だからケアマネージャーと相談して、早めに手を打ったほうがいいですよ。ケアマネージャーともそれならそのように早めに予約してもらえと思うから、あらゆる手で手当てをしてやったらいいですよと言ったら、私ども困っているんだって。どこか行きたくても、旅行行きたくても予約しても受け入れてもらえない状況が多くて、なかなかそういうふうにならないから、その辺はもうちょっとなんとか改善できないのかと言われていたのですけれど、今の園長の話を知ると原則定員7名で、今の在宅サービスから待機待ちみたいな形でだんだんだんだん増えてくるのではないかと考えています。この辺はやっぱり少し改善できる余地があるのかなと思って今聞いているのですけど、その辺も含めて今後検討できるのかどうか。内容はわかりました。そういうことで質問させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 今在宅の短期入所の関係なのですが、短期入所だとかデイサービス、あるいはヘルパーの利用の部分の調整を行っております居宅介護支援事業所と包括支援センターは保健福祉課のほうで所管しておりますので、ちょっと私のほうからもお話をさせていただきたいと思います。確かに今白馬議員おっしゃる

とおり介護保険の利用者が今年になってから人数が相当増えてきております。在宅の人のケアプランの件数なのですが、去年は平均 95 件～96 件だったのですが、24 年、今年は今 120 件近く件数が増えてきております。平均でも 110 件ぐらいの件数になってきているということで、当然認定者の数が増えてきているということと並行して在宅の介護サービスを利用する方も増えてきているというような状況です。それで、ショートステイの部分も今言われたとおりに、空いているからすぐ入れますよという、そういう状況は確かに日によって大丈夫なときもありますし、あるいは無理なときもございます。ですからケアマネージャーのほうとしては、いちいの園もそうですし、もしいちいの園が空いてなければ、美幌町のほうの例えば緑の苑だとか、あるいは特養のショートステイとはまた違いますけど、美幌のアメニティ美幌のほうの施設を利用するだとか、あるいは網走のあるかさとという老人保健施設を利用したりだとか、管内の津別町の部分で受け入れてくれるような、そういった施設の部分を連携してやっているところであります。

ただ、今こう状況が増えてきているという中で考えて、所管の委員会の中ではお話をしているのですが、今小規模多機能居宅介護の事業所の公募を行ってきております。この事業所は、今お話のショートステイとあと日帰りのデイサービスとあとヘルパーと、この三つのサービスが合わさった事業所になります。定員は 25 名ということで、デイで言ったら 15 人ぐらい、泊まりの人は 1 日 5 人ぐらいという、そういう制限はあるのですが、これが 25 年度建設になって、26 年度から開始ということで、この施設ができれば幾らか緩和されるのではないかなというふうなことで期待をしております。今公募していて 21 日で、今日で締め切ったところなんですけど、今 2 社の方が応募があるということで、来年早々に 2 社のうちの 1 社を決めて、ケアハウスの横の町有地を無償貸し付けという形の中で整備を図っていこうかなということで今準備の取り組みを進めているところですので、ご説明とさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） 介護施設サービスで、今回 305 万 1,000 円減になっているのですけれども、これは介護度で単価というのでしょうか、決まりますよね。それ

で、介護の5とか4とか3とか2、1で、それぞれ料金が違うような仕組みになっているかと思うのですが、当初から300万円減になるということは、中が変わってきているのか、それから待機者がたくさんいて、八十何名いて、つい最近大分低い人も入れるようになったような、順番がきて入れるとかというふうに聞いているのですけれども、そんなようなことが原因なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（徳田博一君） 今回特養の利用料収入で305万1,000円の減額をお願いしているところであります。理由としましては、本年4月に介護報酬が変わった、そして料金が下がったというふうなことが大きな要因としてはあったのですが、これについてはすでに9月の議会で減額をさせていただいておりまして、今回の305万1,000円の理由につきましては、稼働率の低下というふうなところが主な要因でございます。いわゆる今入所されている方は介護度が高い、年齢が高い、病状が重いという、こういうふうに非常に劣悪な状況の中で、今特養で生活をされているという方が多くなっておりまして、体調を崩される方が多くなっている。その分津別病院のほうに入院をしてしまう、その間ベッドが空いて施設には収入は入ってこないという、こういうふうな循環になってきます。これが主な要因としまして、今回305万1,000円の減額であります。あわせまして、昨年まで特養の経営を考えまして、50名定員といいながらもショートステイの2床を本入所に振り替えて運営をしてきたという経過がありますが、これについてオホーツク総合振興局のほうから好ましいことではないですと。それについてはあくまでも特例なので、恒常的に52名の枠をショートステイのベッドを削って運営するのは好ましくないというふうな指導を受けたことから、今年については50床で運営しております。ですから本体入所が減って、そしてショートステイのほうで今回106万6,000円の増となっておりますが、去年まで5床でショートステイを運営していたものを本来の姿に戻して7床運営しておりますので、その分でも利用率が高まってきているということからショートステイは増えました。本体入所は減りましたと。こういうふうな内容でございますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 減額の理由等はわかりました。それと、先ほど高齢になってきて、入院をされる方がいらっしゃるといようなことも聞いて、ベッドが空いてしまうわけですね。長期というか取り決めがあるのだろうというふうに思うのですが、入院が長くなるような場合とか、一応の目安みたいなものあったのかどうか、ちょっと私あまり記憶していなかったのですが、ついでに質問みたいなのですけれども、それで、入りたい人は空いている、今言うような最初の取り決めがあつてなかなか流動的にできなくて、一気に例えば風邪だとか何かはやる時期だとか、そうしたら1週間や10日で何人も入院されるというようなことがあつて、なかなか安定した収入というのが見込めないのも現実かなというふうには思っているのですけれども、ちょっと期日というのですか、次行く、次行き先みたいなこと、そういうようなところできちとした数字があるのなら参考まで教えてください。

○議長（鹿中順一君） 特養園長。

○特養園長（徳田博一君） いわゆる特養は終の棲家的な要素がありますので、在宅でいろいろ介護を受けながら生活された方が最後特養に入って来る、最後特養に入ったらもう次の施設というのは、ほとんど考えられないです。在宅から例えばケアハウスに行く、グループホームに行く、養護老人ホーム、そういう施設を経て最後に特養に入ってくるというふうな状況でございます。ですから、一度特養に入りましたら体調を崩されて入院をされる、そうするともう即特養から籍を抜いてくださいという話にはなりませんので、現在3か月間は入院しても3か月間は籍を置いておくというふうなことで従前からやってきております。

ですから、いったん入院をされても3か月間の長いスパンの中で回復をされてまた戻ってきたら、特養でまた生活をしていただけますよというふうな約束ごとになっておりますが、状況によっては、お医者さんのほうからこの方は3か月までちょっともたないですよというふうな、こういうお話も現実にはあるのです。そうしますと例えばふた月、あるいはひと月入院された時点で退所するというふうな手続きをとって下さる方もおります。こういう方については、早めに籍を抜いて、その分空いたベッドをほかの方に運用してくださいというふうな、そういうふうなお言葉をいただきながら早めに籍を抜いてくれるという方もおりまして、ただ、この場合はもし3か月たっ

てまた元気になって退院できるような状況になったら、そのときは行くところはなかなかありませんので、また特養のほうに再入所をしていただくというふうな措置をとらせていただいております。現実には、お医者さんがいったんもう3か月もたないですよと言われた方は、やっぱり再入所してくるというケースはほとんどないのですが、形としては元気になったらまた戻れますという道を残しながらも原則は3か月で切らせてもらおうと、こういうふうな内容でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第73号 平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第73号 平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり歳出では、事業の

完了に伴う精査及び経常経費の精査、下水道債償還金の確定による減額が主なもので、歳入では、事業の確定に伴う国庫補助金、一般会計繰入金の減額のほか、前年度繰越金の確定による繰越金及び諸収入の追加など精査によるものであります。

第1条におきまして歳入歳出それぞれ128万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,135万2,000円とするものであります。

それでは、歳出の6ページ、7ページをお開きください。総務費、総務管理費の給与費、職員手当等につきましては、時間外手当の追加により17万円を追加するものです。上下水道運営審議会経費、報酬では、今後審議会開催予定に伴い2万2,000円を追加するものであります。特環下水道費、施設管理費のマンホール内ポンプ管理経費及び処理場管理費の電気料については、今後見込み額精査によるものでマンホール内ポンプ管理経費で1万7,000円、処理場管理費で38万5,000円を追加するものであります。下水道整備費の環境等施設整備事業補助は、事業完了に伴うもので8ページ、9ページをお開きください。工事請負費の汚水マンホール蓋改修工事で30万4,000円の減額、備品購入費の車両購入は汚泥運搬車で190万5,000円を減額するものであります。

個別排水費、個別排水管理費の個別排水管理経費は、精査により需用費の修繕料で24万9,000円の追加、役務費の浄化槽法定検査手数料で6万4,000円を減額するものであります。個別排水整備費の個別排水整備事業、請負工事費は、相生家屋解体に伴う浄化槽撤去工事として25万2,000円を追加するものであります。

集落排水費、集落排水管理費の処理場管理経費、電気料は精査により2万3,000円を追加するものであります。

10ページ、11ページをお開きください。公債費は下水道債償還金の確定により、元金で特定環境保全公共下水道で2万4,000円、個別排水で3万6,000円をそれぞれ追加し、利子では特定環境保全公共下水道で6万3,000円、個別排水で13万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳入に戻っていただき、4ページ、5ページをお開きください。使用料及び手数料、下水道手数料については、排水設備検査手数料の件数の増により5,000円を追加するものであります。国庫支出金、下水道費国庫補助金については、事業の完了精査によ

り社会資本整備総合交付金を 110 万 5,000 円減額するものであります。繰入金、一般会計繰入金は、歳出の精査及び前年度繰越金確定により 343 万 4,000 円を減額するもので、繰越金は、前年度繰越金の確定により 266 万 6,000 円を追加するものであります。諸収入、雑入は、道路改良に伴う汚水桝等移設補償で 7 万 4,000 円、マンホール蓋取り替えに伴う資源物売払で 3 万 6,000 円、マンホールポンプ場は罹災による建物共済で 46 万 9,000 円それぞれ追加するものであります。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、藤原英男君。

○7 番（藤原英男君） ちょっとお伺いをいたしますけれども、同じ委員会でちょっと申し訳ないのですが、9 ページの個別排水整備工事の事業で浄化槽の撤去ということで、相生のほうでということですが、これは個人ではなくて町の関係の分だというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 今個別排水の相生の浄化槽撤去なのですが、これにつきましては、浄化槽については町の持ち物ということでなっております、たまたま相生の住宅の方が、今家を壊すということで、それで家の土地が借りているということで現在借地の状態になってますので、今家屋解体に伴いまして浄化槽も一緒に町のほうで撤去しなければならないということで、土地の借地の方と相談をしまして今回浄化槽の撤去工事ということで、家についてはもう解体は終わっております。土地は、また別の方が家を建てている方が借りている状態なのです。そこに町の浄化槽を入れているということで、それを今町のほうで撤去するということで、土地の家主の方には今相談しまして、早急に撤去するということで今回補正になりましたら 1 月というか、工事をやるということで今了解は得ております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 7 番、藤原英男君。

○7 番（藤原英男君） 町の関係するところで撤去するのに予算をとるのはいいのかなと思いますけれど、個人的なものについては自分で撤去しなさいというふうに条例化されていたのかなと思うので、そうではないということで理解をしてよろしいということですね。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 浄化槽については、町の所有ということになってますので、基本的に使わなくなれば町のほうで移動したり、そういうことになりますので、それだけよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 74 号 平成 24 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 74 号 平成 24 年度

津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり給与費における職員手当等の追加、特別地方債利子確定による償還金利子の減額を行うもので、歳入では前年度繰越金の確定による繰越金の追加及び一般会計繰入金を減額するものであります。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,375万7,000円とするものであります。

それでは、歳出の6ページ、7ページをお開きください。総務費、総務管理費の給与費、職員手当等につきましては、時間外手当の追加により13万円を追加するものであります。公債費は、特別地方債利子確定により償還金利子を3,000円減額するものであります。

歳入に戻っていただき4ページ、5ページをお開きください。繰入金、一般会計繰入金は、歳出の精査及び前年度繰越金確定により24万3,000円を減額するもので、繰越金は前年度繰越金の確定により37万円を追加するものであります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げますのでご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 75 号 平成 24 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 75 号 平成 24 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由で申し上げましたとおり収益的収入及び支出について、事業精査等による営業費用では、配水及び給水費の修繕費と総係費の手当等を追加するものです。営業外費用では、支払利息を減額するものであります。

それでは、収益的収入及び支出について説明申し上げます。3 ページをお開きください。今回の補正は支出のみとなっております。支出において営業費用の配水及び給水費につきましては、配給水施設修繕として修繕費 50 万円を追加するものであります。総係費につきましては、時間外手当で 6 万円、手数料で 3,000 円を追加するものであります。営業外費用の支払利息につきましては、平成 23 年度借入利率確定により企業債利息を 12 万円減額するものであります。

次に、4 ページは資金計画となります。内容は、記載のとおりでありますので、説明については省略させていただきたいと思っております。

続いて、5 ページ、6 ページをお開きください。このページは、予定貸借対照表となります。6 ページ下から 5 行目、当年度純利益につきましては、ただいま補正によりまして 200 万 9,000 円と見込むものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思っております。第 2 条において収益的収入及び支出の支出について 44 万 3,000 円を追加し、総費用を 1 億 3,098 万 4,000 円とするものであります。第 3 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費について 6 万円を追加し、1,431 万 4,000 円とするものであります。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、報告第13号 平成24年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から地方自治法第199条第4項の規定に基づく平成24年度定例監査について、同条第9項の規定により別紙のとおり報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承を願います。

◎報告第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、報告第14号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成24年度9月分、10月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。これで、平成24年第6回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員